

第5章 オーストラリア

1 オーストラリアの犯罪動向

(1) 認知件数（被害者数）

最近10年間の主要な罪種別の被害者数は、3-5-1-1表のとおりである。主要罪種の中で最も被害者数の多い窃盗（自動車盗，その他窃盗）は，2001年をピークに大幅に減少しており，不法侵入も2001年以降減少傾向にある。一方，暴行，性的暴行，脅迫／恐喝は，増加傾向にある。

なお，今回視察したニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州においても，類似の傾向が見られる。

3-5-1-1表 罪種別・警察に届け出た被害者数の推移

(1998～2007年)

罪 種	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
殺人（未遂・故殺含む） Homicide and related offences	720	745	755	806	765	702	613	572	565	527
暴 行 Assault	130,903	134,271	138,708	152,283	160,118	157,280	156,849	166,507	172,441	176,427
性 的 暴 行 Sexual Assault	14,689	14,699	16,406	17,577	18,718	18,025	19,171	18,695	19,555	19,781
略 取 誘 拐 Kidnapping/ abduction	707	766	695	767	706	696	768	729	726	730
強 盗 Robbery	23,801	22,606	23,336	26,591	20,989	19,709	16,513	17,176	17,375	17,988
脅 迫 / 恐 喝 Blackmail/extortion	272	254	255	358	355	386	372	393	444	413
不 法 侵 入 Unlawful entry with intent	434,376	415,735	436,968	435,754	394,323	354,020	308,675	281,994	262,005	248,423
自 動 車 盗 Motor vehicle theft	131,587	129,552	138,912	139,894	113,460	98,298	87,939	80,365	75,377	70,650
そ の 他 窃 盗 Other theft	563,482	612,559	681,268	700,137	680,799	624,036	548,778	518,335	518,734	492,222

注 1 Australian Bureau of Statistics “Recorded Crime-Victims 2007” による。

注 2 「暴行」及び「性的暴行」の数値は，州ごとに集計の仕方が異なるため，注1の資料ではオーストラリア全体の数値を掲載していないが，ここでは各州の数値を合算したものを示す。

(2) 有罪人員

2006年7月から2007年6月までの1年間の罪名別・処分内容別の有罪人員は、**3-5-1-2表**のとおりである。有罪となった者全体の処分内容を見ると、約70%が罰金となっており、次いで約15%が社会内処遇命令 (non-custodial orders) となっている。施設収容は、1割に満たない。

罪名別に見ると、交通犯罪、業務上過失傷害・重過失傷害の約85%が罰金である。違法薬物使用、窃盗についても、罰金となる者が半数以上を占め、保護観察・社会奉仕命令を含めた社会内処遇となる者が80%以上となっている。傷害は、約70%が社会内処遇となっている。一方、殺人、強盗・恐喝、誘拐、性犯罪及び不法侵入は、施設内処遇対象となっている者の割合が高い。

3-5-1-2 表 罪名別・処分内容別・有罪人員

罪名	(原文)	総数	施設内処遇 (Custodial Order)				社会内処遇 (Non-custodial Order)					処分不詳
			計	矯正施設入所 (Custody in a correctional institution)	開放処遇施設入所 (Custody in the community)	執行猶予 (Fully suspended sentence)	計	保護観察・社会奉仕命令 (Community supervision or work orders)	罰金 (Monetary orders)	その他社会内命令 (Other non-custodial orders)	遵守事項 (Good behaviour bonds)	
総数		514,798	53,192 [10.3]	29,610 (5.8)	3,223 (0.6)	20,359 (4.0)	460,876 [89.5]	22,610 (4.4)	361,673 (70.3)	76,593 (14.9)	43,760	730
殺人	Defendants adjudicated	413	358 [86.7]	317 (76.8)	6 (1.5)	35 (8.5)	55 [13.3]	11 (2.7)	27 (6.5)	17 (4.1)	13	-
傷害	Homicide and related offences	40,336	11,917 [29.5]	7,160 (17.8)	655 (1.6)	4,102 (10.2)	28,359 [70.3]	4,537 (11.2)	13,055 (32.4)	10,767 (26.7)	9,246	60
性犯罪	Acts intended to cause injury	2,266	1,634 [72.1]	1,170 (51.6)	87 (3.8)	377 (16.6)	625 [27.6]	246 (10.9)	186 (8.2)	193 (8.5)	143	7
業務上過失傷害, 重過失傷害	Sexual assault and related offences	45,090	2,803 [6.2]	1,392 (3.1)	228 (0.5)	1,183 (2.6)	42,260 [93.7]	1,675 (3.7)	38,313 (85.0)	2,272 (5.0)	989	27
誘拐	Dangerous or negligent acts endangering persons	132	104 [78.8]	71 (53.8)	3 (2.3)	30 (22.7)	28 [21.2]	10 (7.6)	6 (4.5)	12 (9.1)	3	-
強盗・恐喝	Abduction and related offences	1,719	1,486 [86.4]	1,193 (69.4)	58 (3.4)	235 (13.7)	233 [13.6]	155 (9.0)	26 (1.5)	52 (3.0)	32	-
不法侵入	Robbery extortion and related offences	8,198	4,739 [57.8]	3,290 (40.1)	255 (3.1)	1,194 (14.6)	3,447 [42.0]	1,603 (19.6)	1,168 (14.2)	676 (8.2)	477	12
窃盗	Unlawful entry with intent	29,764	4,738 [15.9]	2,923 (9.8)	240 (0.8)	1,575 (5.3)	24,964 [83.9]	2,130 (7.2)	15,726 (52.8)	7,108 (23.9)	4,873	62
詐欺・偽造	Theft and related offences	17,967	3,750 [20.9]	1,986 (11.1)	304 (1.7)	1,460 (8.1)	14,190 [79.0]	2,219 (12.4)	8,739 (48.6)	3,232 (18.0)	2,198	27
違法薬物犯罪	Deception and related offences	30,943	4,334 [14.0]	2,469 (8.0)	304 (1.0)	1,561 (5.0)	26,577 [85.9]	1,778 (5.7)	18,656 (60.3)	6,143 (19.9)	5,103	32
銃器・爆発物犯罪	Illicit drug offences	7,698	1,098 [14.3]	716 (9.3)	66 (0.9)	316 (4.1)	6,581 [85.5]	409 (5.3)	4,731 (61.5)	1,441 (18.7)	769	19
器物損壊・環境汚染	Weapons and explosives offences	13,794	1,164 [8.4]	695 (5.0)	60 (0.4)	409 (3.0)	12,605 [91.4]	1,070 (7.8)	8,636 (62.6)	2,899 (21.0)	1,943	25
公的命令違反	Property damage and environmental pollution	53,096	1,160 [2.2]	685 (1.3)	46 (0.1)	429 (0.8)	51,835 [97.6]	1,035 (1.9)	36,794 (69.3)	14,006 (26.4)	3,517	101
交通犯罪	Public order offences	218,485	10,036 [4.6]	3,322 (1.5)	782 (0.4)	5,932 (2.7)	208,279 [95.3]	3,883 (1.8)	184,120 (84.3)	20,276 (9.3)	9,593	170
司法手続き, 政府の安全保障・行政運営に対する犯罪	Road traffic and motor vehicle regulatory	30,579	2,745 [9.0]	1,568 (5.1)	84 (0.3)	1,093 (3.6)	27,768 [90.8]	1,323 (4.3)	21,217 (69.4)	5,228 (17.1)	3,354	66
その他	Offences against justice procedures, government security and operations	13,910	1,079 [7.8]	621 (4.5)	40 (0.3)	418 (3.0)	12,806 [92.1]	502 (3.6)	10,070 (72.4)	2,234 (16.1)	1,489	25
不詳	Miscellaneous offences	408	47 [11.5]	32 (7.8)	5 (1.2)	10 (2.5)	264 [64.7]	24 (5.9)	203 (49.8)	37 (9.1)	18	97
	Includes defendants for whom offence data are missing or principal offence could not be determined.											

注 1 Australian Bureau of Statistics "CRIMINAL COURTS" 2006-07 による。

2 2006年7月1日から2007年6月30日までの期間である。

3 上級裁判所 (Higher courts) 及び治安判事裁判所 (Magistrates' courts) の合計である。

4 「その他社会内処遇」の「遵守事項」は、治安判事裁判所の判決のみであり、内数である。

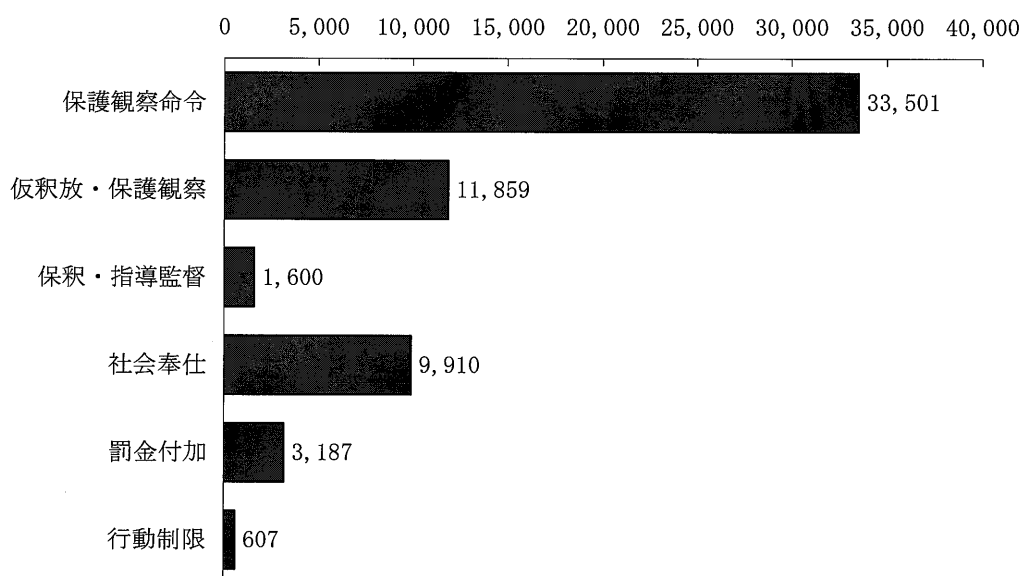
5 () 及び [] 内は、処分人員総数に対する構成比である。

(3) 社会内処遇命令 (non-custodial orders)

2008年6月現在の社会内処遇命令の種類別人員は、3-5-1-3図のとおりである。保護観察命令が最も多く約3万3千人であり、仮釈放中、指導監督の対象者を加えると約4万7千人が保護観察を受けている。次いで、約1万人が社会奉仕補償命令を受けている。

3-5-1-3図 社会内処遇命令の種類別人員

(2008年6月1日現在)
(人)



注 1 Australian Bureau of Statistics “CORRECTIVE SERVICES” June Quarter 2008 による。

2 社会内処遇命令の原資料中の名称は以下のとおりである。

「保護観察命令」: Supervision (compliance)-Sentenced Probation

「仮釈放・保護観察」: Supervision (compliance)-Parole

「保釈・指導監督」: Supervision (compliance)-Bail

「社会奉仕」: Reparation-Community service

「罰金付加」: Reparation-Fine option

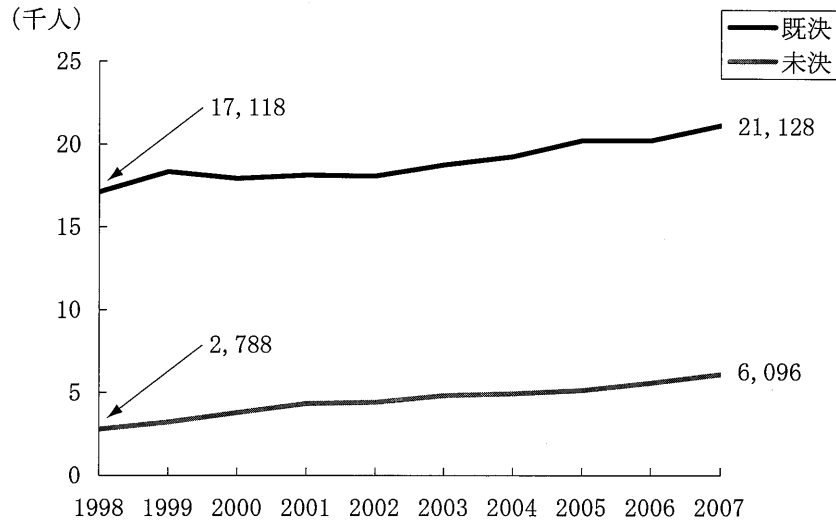
「行動制限」: Restricted movement

(4) 矯正施設被収容者

最近10年間における矯正施設被収容者の推移は、3-5-1-4図及び3-5-1-5図のとおりである。

3-5-1-4図 矯正施設被収容者数

(1998~2007年)

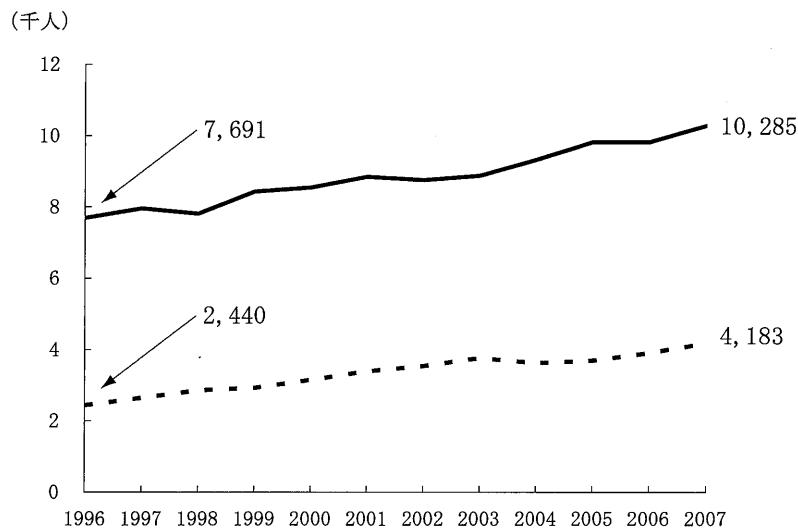


注 1 Australian Bureau of Statistics “PRISONERS IN AUSTRALIA” 2007 による。

2 各年の6月30日現在の数値である。

3-5-1-5図 ニュー・サウス・ウェールズ/ヴィクトリア州の矯正施設被収容者数

(1996~2007年)



注 1 Australian Bureau of Statistics “PRISONERS IN AUSTRALIA” 2007 による。

2 オーストラリア首都特別区で判決を受けた受刑者の大半がニュー・サウス・ウェールズ州の受刑者となっている。

3 ヴィクトリア州の2006年より前の数値には、17歳の受刑者が含まれている。

4 各年の6月30日現在の数値である。

既決被収容者、未決被収容者ともに増加傾向にあり、1998年と比較して、2007年は、既決被収容者4,010人（23.4%）、未決被収容者3,308人（19.3%）増加している。

被収容者の属性について概観する。2007年の被収容者の男女別、罪名別の人員構成比は **3-5-1-6 図** のとおりである。被収容者27,224人中92.7%が男子である。男子の罪名について見ると、傷害、性犯罪、不法侵入の順に多く、女子は男子に比べて違法薬物使用の割合が高い。

次に、被収容者の受刑歴について見る。最近8年間の受刑歴のある被収容者の比率の推移は、 **3-5-1-7 図** のとおりである。56%から60%の間で推移しており、約6割の者に受刑歴があるという傾向に大きな変化はない。

なお、ニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州の2007年における同比率は、各々53.1%及び53.3%であった。

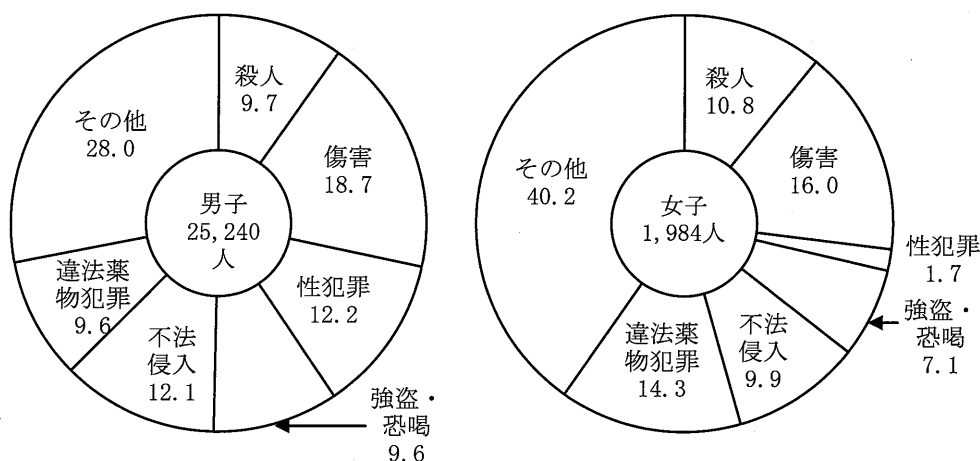
受刑歴のある者の比率を罪名別に見たものが、 **3-5-1-8 図** である。不法侵入による被収容者の約7割に受刑歴があり、傷害、強盗・恐喝も受刑歴ありの比率が約6割と比較的高い。違法薬物使用について、受刑歴ありの比率が低い、これは違法薬物使用による処分が主に社会内処遇であることによるものと推測される。

(5) 再入所・再処分率

2004年から2005年の出所受刑者のうち、再犯等により2年以内に受刑（再入所）又は社会内処遇処分となった者の比率を見たものが **3-5-1-9 図** である。オーストラリア全体（オーストラリア首都特別区を除く）で再入所者の比率は約38%、社会内処遇処分を含めた再処分の比率は約44%となっている。

3-5-1-6 図 男女別・罪名別・被収容者構成比

(2007年)

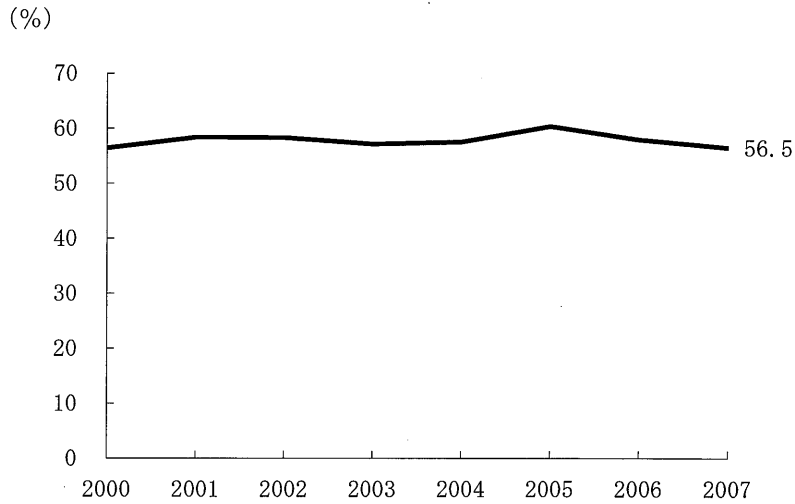


注 1 Australian Bureau of Statistics “PRISONERS IN AUSTRALIA” 2007 による。

2 2007年6月30日現在の数値である。

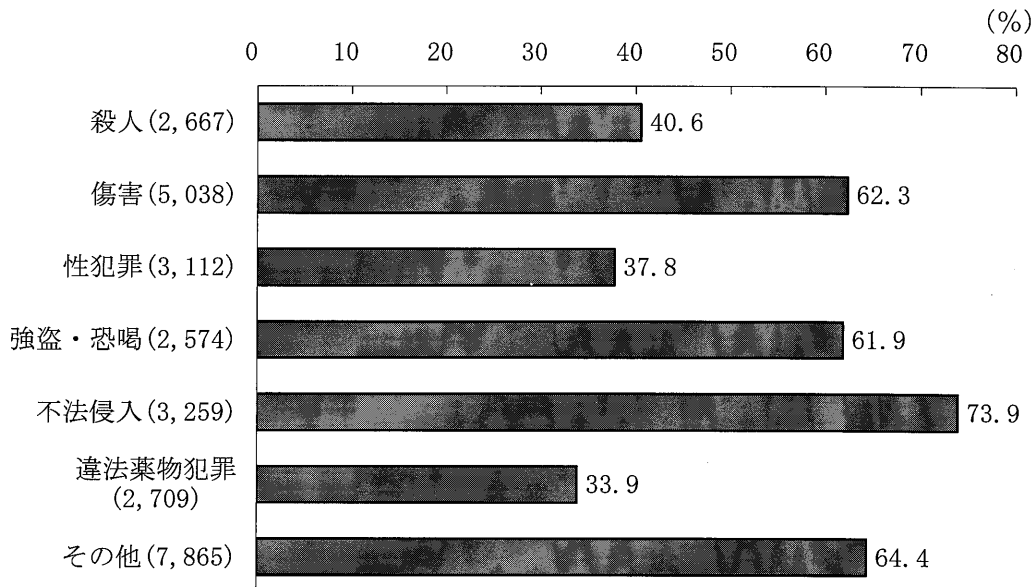
3 「その他」は、窃盗、詐欺・偽造、誘拐、交通犯罪等である。

3-5-1-7 図 受刑歴のある矯正施設被収容者の比率の推移
(2000~2007年)



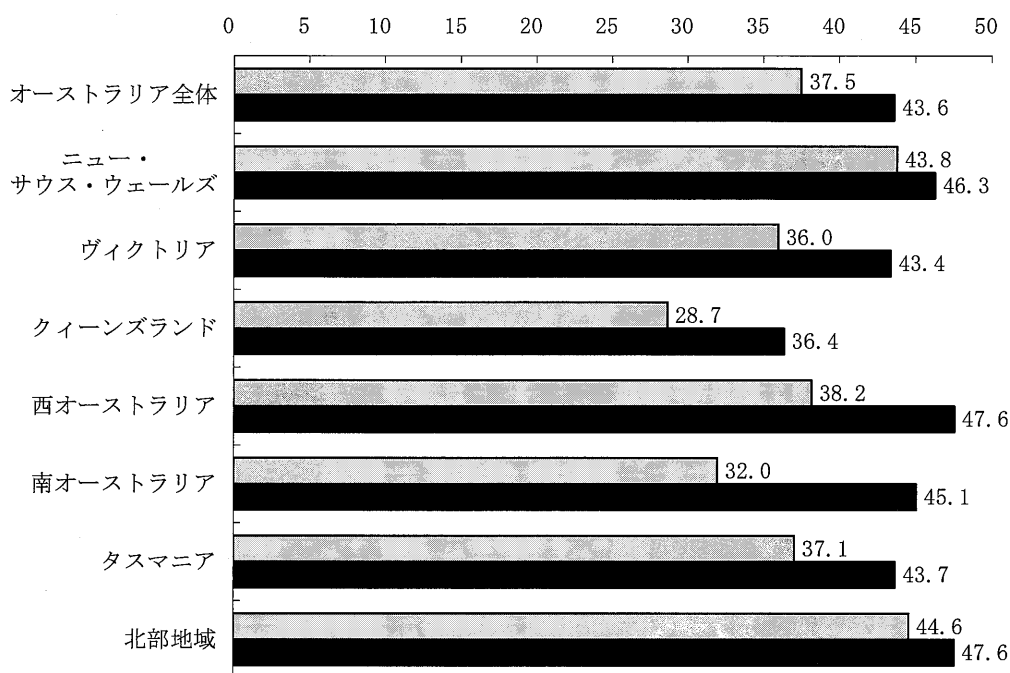
注 1 Australian Bureau of Statistics “PRISONERS IN AUSTRALIA” 2007 による。
2 各年の6月30日現在の数値である。

3-5-1-8 図 罪名別・受刑歴のある被収容者の比率
(2007年)



注 1 Australian Bureau of Statistics “PRISONERS IN AUSTRALIA” 2007 による。
2 2007年6月30日現在の数値である。
3 「その他」は、窃盗、詐欺・偽造、誘拐、交通犯罪等である。

3-5-1-9 図 2004年～2005年刑務所出所者の2年以内矯正関係再処分率 (%)



□ 刑務所再入所 (受刑)
 Returning to prison
 ■ 刑務所再入所又は社会内処遇処分
 Returning to corrective services(a prison sentence or a community corrections order)

- 注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision “Report on Government Services 2008” による。
 2 仮釈放者も含め、2004年から2005年の間に出所した受刑者全員が対象である。
 3 オーストラリア首都特別区には刑務所がなく、同区の犯罪者はニュー・サウス・ウェールズ州の施設に収容されるため、オーストラリア首都特別区のデータはない。

また、州別に2年以内再入所率の推移を見たのが、3-5-1-10表である。

3-5-1-10表 刑務所出所者の2年以内再入所率

調査年	オーストラリア全体	ニュー・サウス・ウェールズ	ヴィクトリア	クィーンズランド	西オーストラリア	南オーストラリア	タスマニア	北部地域
2002-2003	39.1	44.1	41.1	33.2	37.0	32.6	38.8	37.1
2003-2004	39.1	42.9	40.1	34.1	38.2	33.0	39.1	40.4
2004-2005	38.8	43.5	38.3	30.6	40.6	35.1	37.7	44.2
2005-2006	37.6	43.3	36.5	27.6	40.3	31.0	37.2	46.4
2006-2007	37.5	43.8	36.0	28.7	38.2	32.0	37.1	44.6

- 注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision “Report on Government Services 2008” による。
 2 年次は、調査年を示す。
 3 オーストラリア首都特別区には刑務所がなく、同区の犯罪者はニュー・サウス・ウェールズ州の施設に収容されるため、オーストラリア首都特別区のデータはない。

(6) 刑務所の収容コスト

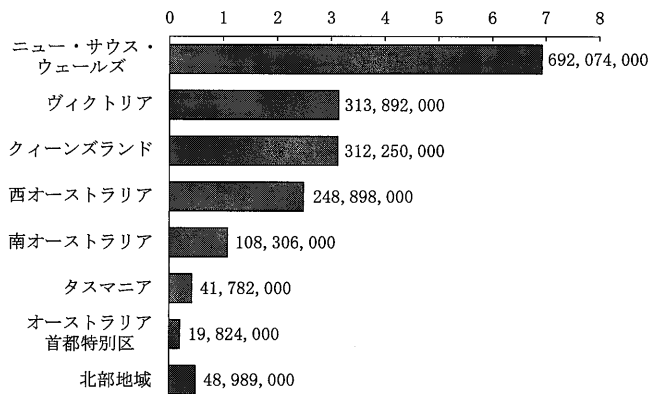
オーストラリア各州における2006-2007年予算年度における刑務所純経常支出額、及びニュー・サウス・ウェールズ州とヴィクトリア州における同額の推移を見たのが、3-5-1-11図である。

3-5-1-11図 刑務所純経常支出額

① オーストラリア全体

(2006年~2007年)

(億・豪ドル)

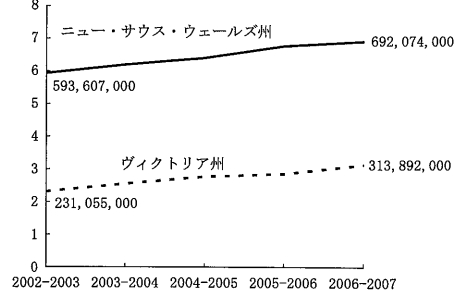


注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision "Report on Government Services 2008" による。

2 純経常支出は、賃金税と純経常収入（自所歳入）を除く。

② ニュー・サウス・ウェールズ／
ヴィクトリア州経年

(億・豪ドル)



注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision "Report on Government Services 2008" による。

2 2006-2007年以前の年の数値は、GDP デフレーターにより調整されている。

最大の収容人口を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州が突出しており、また、ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州いずれにおいても、収容人口の増加に伴い、刑務所のコストが増加を続けている。

2 ニュー・サウス・ウェールズ州における再犯防止策

(1) 再犯防止への取組み

ニュー・サウス・ウェールズ州政府は、2006年11月に、以後10年間の州の方向性を示す「州行動計画 (State Plan)」を発表した。同計画は、同期間における政府の活動の優先事項を明確化したものであり、5つの分野で合計14の「目標 (Goals)」とその実現のための合計34の「優先事項 (Priorities)」を設定している。同「目標」の1つに「市民の安全維持 (Keeping People Safe)」が掲げられ、そのために設定された2つの「優先事項」のうち1つが「再犯の減少 (Reducing re-offending)」である。さらに、その具体的目標 (Targets) として「2016年までに2年以内再犯率 (有罪判決又は家族集団カンファレンス (family group conference, FGC) の対象となった後24ヶ月以内に再犯を犯す比率) を10%減少させる」ことが明記されている。

従前から、オーストラリア全州中最大の刑務所収容人員を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州では、刑務所の収容コスト (3-5-1-11図参照) が問題視されてきていたが、人員数としては少数の再犯者が犯罪数においては多数の犯罪を犯しているという現実に鑑み、社会の安全維持のみならず司法制度の効率化の観点からも、再犯防止が重要であるとして、同方針が明確化されたものである。

ニュー・サウス・ウェールズ州における近年の2年以内矯正施設再入率は、3-5-1-10表のとおり、オーストラリア全体 (2006-2007年において37.5%) と比較して高水準 (同43.8%) にある。

目標が明確化され、目標値の達成に向けて関係機関のより一層の努力が求められることとなった。

(2) 再犯防止策の基本的考え方

従前から、再犯防止策の一環として、継続的処遇 (Throughcare) 施策が重視されてきた。継続的処遇とは、犯罪者が最初に矯正当局の管轄域に入った段階から刑などを終え、社会内処遇を経て社会復帰する段階までを通じて、一貫した処遇方針の下、調整的かつ統合的にアプローチする (co-ordinated and integrated approach) ことにより、当該個人の再犯を防止する¹という施策である。

2002年11月には、州矯正局 (Department of Corrective Services) が「継続的処遇についての戦略的枠組 (Throughcare Strategic Framework) (2002-2005)」を策定、公表しており、継続的処遇充実のための専任ポスト (Project Director, Throughcare and E-Case Management) を新設している。同枠組では、個々の犯罪者に焦点を当てること、標準化された再犯危険性評価 (standard risk and needs assessment) の重要性、釈放前・釈放

1 New South Wales Department of Corrective Services "Throughcare Strategic Framework 2002-2005" による。

後プログラムを実施すること、などが強調されている。

前記「州行動計画」では、今後の方針として、より個別化した犯罪者の社会復帰支援、若年犯罪者への早期介入の強化、などが記載されている。

(3) 電子記録管理 (E-Case Management)

矯正局では、電子個別処遇計画管理 (Electric Case Plan Management) を構築し、活用している。施設内処遇・社会内処遇の段階を通じた一貫した個別処遇計画を立てそれを処遇の基礎とするもので、刑事政策のどの段階においても一貫した処遇計画を用い、かつどの段階でも修正を可能にしている。

まず、再犯危険性評価の定型基準として LSI-R (Level Service Inventory-Revised) を用い、それによって標準化された再犯危険性評価を行う。同基準はカナダの専門家により開発されたもので、10の領域にわたる合計54の項目について、対象者との面談及び公式記録等資料に基づき、「No/Yes」又は「3, 2, 1, 0」でスコア化を行う。項目は、静的再犯危険性（変えることのできない因子）及び動的再犯危険性（処遇等によって変えることができる因子）の両者を含み、例えば、犯罪者の犯罪内容、属性、問題行動等がある。それらのスコア総計により、再犯危険性の高さを評価するものである。評価担当者向けに、標準化された分かり易いスコアリング・マニュアルも用意されている。

これによって評価された再犯危険性レベルを元に、処遇計画を立てる。

それらを全てデータベース化し（2009年1月時点で約32万7,000件）、各処遇段階における担当官（政府職員に限る。NGOである地域回復センターの職員等にはアクセス権がない。）がアクセスすることが可能となっている。刑務所での処遇の各段階、仮釈放後の保護観察段階などでも、適宜、本人の必要性に合わせて処遇計画を修正できる。

同データベースの情報のうち限定された一部は、州警察においても読取専用形式で入手できるようになっている。その他に、矯正局において受理、釈放、その他扱った犯罪者の詳細情報を毎日警察に提供し、警察から犯罪者逮捕にかかる情報の提供を受けている。この情報提供の範囲については、指紋その他生体特徴の情報にも拡張していく予定である。

施設内処遇から社会内処遇を通じ、一貫した方針の下、各段階で必要・有効な個別処遇計画を策定し、それに基づき処遇を行う重要な基盤となるシステムであり、継続的処遇の要となるものである。同様の電子データベース・システムの構築を進めることは、日本においても非常に有用なものと解される。

(4) 早期介入

(ア) 集中的指導監督プログラム (Intensive Supervision Program : ISP)

「州行動計画」を受け、2008年5月から、少年司法局 (Department of Juvenile Justice) が、州内の2地域で、深刻な反社会的傾向を持つ少年に対する集中的指導監督プログラム (Intensive Supervision Program) の試行を開始した。ISPは、西オーストラリア州 (2005年から導入)、ニュージーランド、米国、カナダ及び欧州9か国における実証研究において

統計的に有意な再犯率低下を実現した²マルチシステムック（多体系）療法（Multisystemic Therapy: MST）モデルに基づくものである。再犯危険性の高い対象少年とその家族に対して、家族関係、学校関係などについて振り返らせ、例えばDVに関する教育や親としての訓練を行うことで、本人のみならず環境から変えていこうとする試みである。

具体的な目標として、

- ・ 犯罪頻度の減少
- ・ 行う犯罪の結果の重大性を低下させる
- ・ 更なる拘禁処分を受ける確率の低下
- ・ 不登校率の低下及び／又は職業訓練・雇用の向上
- ・ 家庭の機能向上
- ・ 薬物濫用レベルの低下
- ・ 少年司法制度の将来的コストの削減（ISPは通常の少年司法局の処遇と比較し費用効率が低いと解されている）

などが掲げられている。

対象者の選定は専ら少年司法局によって行われ、以下の基準の全てを充たす者が対象となる。

- ・ 年齢が10歳から16歳
- ・ 現に少年司法局の管理下にある
- ・ 現に6か月を超える裁判所の命令を受けている
- ・ 監護者がいる
- ・ 少年用の標準再犯危険性評価（YLSI）スコアが「中程度」又は「高度」
- ・ 犯歴がある
- ・ 試行対象地区のいずれかに居住している
- ・ 現行犯罪（primary index offence）が性犯罪でない
- ・ 犯罪の原因に本人の身体面での器質性の問題がない
- ・ 少年司法局により自殺の恐れが高い・精神病に罹患している・殺人の恐れがあると評価されていない

また、その中でも以下の条件を満たす者が優先される。

2 MSTに関しては、各国での実証研究に基づき、以下の評価結果が得られている。

- ・ 深刻な粗暴犯である少年犯罪者に関し、1年後、2年後及び4年後の追跡で、25～75%の再犯率低下。
- ・ 再逮捕率、再犯率、再拘禁率の低下。
- ・ 家族の関係と機能の向上。
- ・ 通学・就業率の上昇。
- ・ 少年の薬物濫用問題に対する有効性。
- ・ 処遇コストと再犯率との関係で、拘禁に比べより費用効率が良い。

- ・年齢が12歳から16歳
- ・初回逮捕時の年齢が低い
- ・再犯・再非行により拘禁される可能性が切迫している
- ・近時拘禁を解かれた
- ・拘禁（又は家庭外拘置）歴がある
- ・常習的又は暴力的な犯罪の犯歴がある
- ・薬物濫用・多用の傾向が強い
- ・深刻な反社会的行動がみられる

指導者は特化された訓練を受けた心理技官やソーシャルワーカーなどの臨床専門家であり、3～4名でチームを構成する。少年司法事務官が監督し、対象少年の学校の教師や校長、警察とも密に連携を図る。特に先住民系の少年とその家族に対して行う場合は、先住民系のアドバイザーも関与する。指導チームが、対象少年やその家族と面会し、両親に対しては、反社会的行動に個別に対応する技能と社会資源を提供し、対象少年に対しては、家族や同僚、学校、近隣の要請に適応する技能を提供する。

ISPの期間は、3か月から6か月とし、臨床専門家1人当たり4ないし6家族を担当する。チームを構成する臨床専門家が、交替で、24時間対応も可能な体制を作り、柔軟に、家庭、学校、地域共同体等の場で随時指導監督及び支援を行う。年間合計60ないし80ケースを対象とすることを目指す。

指導監督の手法としては、

- ・家族療法 (family therapy)
- ・夫婦療法 (couple therapy)
- ・認知行動療法
- ・行動療法
- ・薬物濫用者処遇 (substance misuse treatment)
- ・子育て支援プログラム (Positive Parenting Program: Triple P)
- ・調停・紛争解決 (mediation/conflict resolution)
- ・危機介入技能 (crisis intervention skills)
- ・問題解決技能の訓練 (teaching problem-solving skills)
- ・自己主張行動訓練 (assertiveness training) (消極的な人に自信を持たせるようにする訓練)
- ・重要な関係当事者との関係構築 (developing partnerships with key stakeholders)
- ・不測の事態管理 (contingency management)
- ・非公式社会支援構築 (developing informal social supports)
- ・向社会的行動の奨励 (facilitating pro-social activities)

などが活用されている。

4年計画でこの試行についての実証的研究を行うこととなっており、550万豪ドル(2009年1月23日現在の為替レートで約3億1,500万円)の予算が計上されている。将来的に、ニュー・サウス・ウェールズ州犯罪統計研究局(BOCSAR)がプログラムの効果検証を行う具体的方法が検討されているところである。

本人のみならず、家族を含めた周囲に密度の濃い働きかけを行い、環境から変えていこうとする試みであり、早期介入の手法として、参考となると思われる。

(イ) MERITプログラム(Magistrates Early Referral Into Treatment)

その他、「州行動計画」の目標達成のための早期介入戦略として、薬物乱用者を対象としたMERITプログラム等のダイヴァージョン・プログラムの活用などが、方針として示されている(「State Plan 2007 Update」)。

MERITプログラムは、薬物問題のある被告人に対し、治安判事裁判所(magistrate court)において、起訴後、法廷での初回答弁前の段階において用いられている薬物乱用者に対するダイヴァージョン・プログラムで、プログラムを受けるか否かは、被告人の自由意思により選択し得る。同プログラムを受ける場合、裁判所は刑事裁判手続の進行を12週間延期することができ、被告人は、同期間中に薬物濫用者処遇プログラムを受け、引き続き6週間のアフターケアを無料で受けることもできる。処遇プログラム終了後、刑事裁判手続に戻り、治安判事は、処遇プログラム中の被告人の改善状況を量刑に当たり考慮することができる。

(5) 処遇プログラム

刑務所内及び社会内において、再犯防止を図るため、各種処遇プログラムが施行されている。

(ア) 関連法

これらプログラムの法的根拠としては、2001年犯罪(行刑)法(Crimes (Administration of Sentences) Regulation 2001)において、受刑者に対し、再犯防止効果等が期待できる処遇機会を与えることができるものとされ(第60条)(受刑者による当該条項の不遵守は、刑務所規則違反となる)、また、1999年犯罪(量刑手続)法(Crimes (Sentencing Procedures) Act 1999)において、裁判所は、社会奉仕命令の遵守事項として一定の処遇プログラムへの参加等を義務付けることができるものとされている(第90条)他、善行保証の条件として、処遇プログラムに参加しそれに従うことを義務付けることもできるとされている(95A条)。

性犯罪者については、2006年4月から、2006年犯罪(重大な性犯罪者)法(Crimes (Serious Sex Offender) Act 2006)が施行された。同法によれば、潜在的な「重大な性犯罪者」に対し、刑期(保護観察期間)満了後も、検事総長からの申立てに基づく最高裁判所の命令により、引き続き拘禁や保護観察を継続することができることとされた。最高5年の期間まで可能であり、命令の回数にも制限が無い(繰り返し命令を発することで、運用によっ

ては無期限とする扱いが可能)。矯正局が、刑期(保護観察期間)満了まで6ヶ月の間に、同命令申立て対象者を選別するが、申立て対象となる潜在的な「重大な性犯罪者」の選別に当たっては、本件の内容、再犯危険性評価の結果などと併せ、当該受刑者(保護観察対象者)が性犯罪者処遇を満足に修了したか否かも考慮される。この新法施行後、2009年1月までの間に、約30件(同一対象者に対し再度の申立てを行ったケースもある)の申立てが行われ、全件につき最高裁の命令が発出されており、直接の因果関係は定かでないものの、同法導入後、処遇プログラムに対する参加希望者が顕著に増えているとされている(州矯正局からの情報による)。

(イ) 運用

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、州矯正局が、全ての処遇プログラムを一元管理しており、州矯正局により認可されたプログラムのみが施行され、どのプログラムをいずれの施設又は社会内において施行するかも、州矯正局が決定・指示することとされている。

プログラムの認可は、州矯正局の運営委員会(Board of Management)が2003年4月に策定した「プログラム認可のための戦略的枠組(Strategic Framework for Program Accreditation)」に基づき裁定される。同枠組は、英国やカナダにおけるプログラム認可の取組みを参考として、実証的根拠に基づく効果的な処遇を行うことを目的として策定されたものであった。

2004年11月には、同枠組に規定された認可プロセスを監督する責任者(Manager)ポストを新設し、2005年6月からは、認可プログラムを一覧できる「ニュー・サウス・ウェールズ州における矯正プログラム大要(Compendium of Correctional Programs in New South Wales)」を定期的に更新、公表している。

前記監督責任者は、犯罪関連プログラムについて知見を有する有識者により構成する「プログラム認可委員会(Program Accreditation Panel: PAP)を適宜召集し、同枠組に基づき認可の判断を行う。また、同様に有識者により構成する「施設認可委員会(Site Accreditation Panel: SAP)」は、同枠組に基づき、各プログラムを実施する施設の選定を行うこととされている。

民間の宗教団体やNGOなどによるプログラム実施も歓迎されているが、同様の認可手続を経る必要がある(「Policy for External Program Providers in Correctional Settings」)。認可の判断に当たり、以下の点が考慮される。

- ・プログラムの内容と実施手法が、処遇プログラムに関する州矯正局の基本方針に沿うものであるか。
- ・実施主体(団体又は個人)が十分な施行能力を有しているか。
- ・特定の施設・場所において、プログラムの必要性が認められるか。
- ・実施主体(団体又は個人)が、矯正施設へのアクセスや犯罪者への接触を認めるに適

したものであるか。

2008年3月時点（第5版）の概要に掲載されたプログラムは39あり、3-5-2-1表記載のとおりである。

2008年末現在、各プログラムの効果評価を行っているところである。

今後の方針としては、さらに認可プログラムの数を絞り、犯罪者処遇関係の技能を有する職員等を絞り込まれたプログラムの実施に集中的に充て、より一層の効率化を図っていくこととされている。

3-5-2-1表 ニュージーランド・サウス・ウェールズ州の処遇プログラム一覧 (2007.7~2008.3)
先住民の犯罪者に対するプログラム

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Hey Dad-for Indigenous Dads, Uncles & Pops	子どもたちと離れている先住民の男性が、父親・保護者としての役割の重要性を理解し、子どもたちとの関係を深める機会を与える。犯罪行動の世代間連鎖を防ぐ。	親としての技術を身に付けさせる。参加者自身の父親等の保護者に養育された経験を文化的背景に配慮しながら探る。建設的・行動療法的アプローチによる。グループワーク。問題について語るという単元については、時間数を増やす。	子ども又は養育すべき対象のいる先住民の男性犯罪者。性犯罪者は除く。LSI-Rで家族/婚姻、向社会的支援分野の再犯危険性認定。10-12人	1週間に8セッション。ワークショップか週末のプログラムを8時間以上社会内で行う。	Parklea	Centacare。進行役は、Centacare Broken Bayに認められたグループファシリテーション、グループ・プロセス・ワークの経験者。成人教育、社会科学等の技能と共同指導の資格を持つ者

攻撃性や暴力に関するプログラム

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
CALM-Controlling Anger & Learning to Manage It	人のものの考え、感じ方、行動の仕方の原則に基づいて、参加者に基本的な考え方を身に付けさせ、特に怒りや嫉妬など暴力に結びつくような、感情爆発を起こさせる状況に対処できるようにさせる。	感情爆発について理解し、コントロールできるようにする。認知・知覚のゆがみを矯正し、自己表現 (アサーティブ) コミュニケーションの技能を学ぶ。落ち込みや嫉妬といった感情をコントロールできるようにすることで、再発を予防し、予防できるようにすること。合理的感情療法、ストレス対処訓練。具体的な方法としては、向社会的モデリング、直接・間接的方法による学習、グループワーク、個別訓練、デイスカッション、ロールプレイ、社会的技能訓練など。	LSI-R や VRS、心理テストで中・高程度の再犯危険性と認定された成人男性のみ。感情コントロールができていない、怒りや攻撃性による犯罪を犯した者又はその経験のある者。識字力のある者。	事前・事後の検査の時間を除き、約24セッション。1セッション2時間。1週間に2~3セッション。約9~12週。	Cooma, Lithgow, Long Bay, Wellington & Cessnock, Penrith 保護観察所	認知行動療法を行った経験や訓練を受けたことのある犯罪者。処遇・プログラム部 (OS&P) 職員。グループワークの技能があり、CALM 訓練について認定を受けている者。
Domestic Abuse Program	家庭内暴力に関連する行動、考え、感情の間の関係について認知行動療法により探る。Offence mapping を用いて虐待に至る犯罪過程を探り、虐待に至る考え方のゆがみに働き掛ける。虐待・暴力的行動に対する責任を再認識させる。	<ul style="list-style-type: none"> 課程1 虐待行為を認識する 課程2 気分、信念、態度を管理する 課程3 Offence mapping (犯罪地図) 課程4 被害者への影響 課程5 異性への配慮、関係構築能力、予防の過程 認知行動療法、責任を受け入れることによる自制理論 グループセッション、ホームワークあり	家庭内暴力・虐待の経験のある者。家族や家庭内虐待歴が認められる者。	2時間のセッションを20回。5つの課程に分かれている。	Silverwater CC. & Broken Hill	訓練を受けた犯罪者。処遇・プログラム部 (OS&P) 心理技官、保護観察官 (Probation & Parolestaff)

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Kariong Social Interaction Program (KSIP)	Kariongに収容されている少年犯罪者のうち、暴力性が高い者に対し、社会的技能訓練を行う。Kariong以外の施設で若年犯罪者にも行われる。	社会的技能訓練、問題解決訓練、道徳的な二択一(モラルジレンマ)、ストレス対処訓練、攻撃性コントロール訓練などの心理的教育。具体的方法として、グループワーク、ワークシート、ロールプレイ、クラス以外の場面で新しい技能を使ってみるなどの宿題。	Kariongに収容されている少年犯罪者。LSI-Rの攻撃性・暴力性指標で中・高程度再犯危険性が認められた者。事前・事後の評価で個別処遇の対象者も選定する。	52時間, 13週 2×2 hourly sessions written in 1/2 hour blocks	Kariong Correctional Centre	心理技官, 犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員, 成人教育・職業訓練協会(AEVTI) (注3), グループワーク技能を持ち, このプログラム用に訓練された共同進行役としての矯正職員
Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP) High Risk	施設内処遇を受けている暴力犯罪者に対し, 暴力性を取り除くための規範的な治療的教育プログラムである。犯罪を誘発する要因に働き掛け, 効果的な事前・事後の再犯危険性評価, 処遇, 継続的処遇, 向社会的行動のモデリングを行う。	認知行動療法, 社会学習, 治療的過程などの考え方を元に, 動機付けの強化, 生活パターン, 自己開示, 攻撃性コントロール, 犯罪的でない考え方, 被害者の視点に立った考え方, 犯罪連鎖, 再発防止などについて, 直接的指導, 向社会的モデリング, ロールプレイ, 集団討議, 小グループワーク, 課題などをを用いて処遇する。	暴力犯罪歴又有罪判決を受けたことがある成人男性。LSI-R, PCL-R/PCL-SV, 心理テストにより中・高程度の再犯危険性が認められる者。認知的な能力, 識字能力がある者。	1回2時間のセッションを週3回。約9か月。	MSPC, Lithgow	経験があり, 訓練を受けた心理技官, グループワーク技能を持つ者, このプログラム用に訓練され, スーパーバイジョンを受けている者
Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP) Moderate	施設内処遇を受けている暴力犯罪者に対し, 暴力性を取り除くための規範的な治療的教育プログラムである。犯罪を誘発する要因に働き掛け, 効果的な再犯危険性評価, 処遇, 継続的処遇, 向社会的行動のモデリングを行う。	認知行動療法, 社会学習, 治療的過程などの考え方を元に, 導人, 生活パターン, 自己開示, 犯罪的でない考え方, 被害者の視点に立った考え方, 犯罪連鎖, 再発防止などの内容について, 直接的指導, 向社会的モデリング, ロールプレイ, 集団討議, 小グループワーク, 課題などをを用いて処遇する。	暴力犯罪歴又有罪判決を受けたことがある成人男性。LSI-R, PCL-R/PCL-SV, 心理テストにより中程度の再犯危険性が認められる者。認知的な能力, 識字能力がある者。	1回2時間のセッションを1週間に3回。	Kirkconnell	公認資格を有する心理技官, グループワーク技能を持つ者
Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP) Maintenance	社会内・施設内処遇を受けている暴力犯罪者に対し, 暴力性を取り除くための規範的な治療的教育プログラムである。犯罪を誘発する要因に働き掛け, 効果的な再犯危険性	認知行動療法, 社会学習, 成人教育の原則に基づく。再発防止に主眼を置く。再発防止計画に基づくグループワーク等。必要であれば個別処遇も行う。地方の施設ではビデオリンクを用いる。居住, 雇用, 家族・人間関係などに関する社会内処遇とあわせて行う。	中・高程度再犯危険性で, VOTPを修了した者	期間は決まっていない。2~3週間ごとに参加する。	MSPC第3, Silverwater, JMCC第1, Bathurst (ビデオリンクによる受講), Junee (ビデオリンク), St Heliers (電話による受講)	公認資格を有する心理技官, グループワーク技能を持ち, このプログラム実施のためにに訓練され, スーパーバイジョンを受けている

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
(Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP Maintenance) つづき	評価、継続的処遇、暴力性のない行動のモデリングを行う。					犯罪者処遇・プログラム部 (OS&P) 職員 (保護観察官 (Probation & Parole Staff) 含む)

アルコール、薬物依存に関するプログラム

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Alcoholics Anonymous (AA Meetings)	AAの基本理念は、自制に基づくプログラムであり、参加者に仲間同士のサポートを行い、12のステップのプログラムを実施する中で、1日我慢することと続けたいという手助けをする。	飲酒が原因で犯罪に至っており、自制したいと思っている者に効果的。医療的方法に基づくプログラム。依存症は完治することはできない病気であるという認識の下に、12の回復のステップに取り組み、自制を続けられるよう支援する。具体的方法としては、ミーティング、仲間同士のサポート。	自発的参加。アルコールの問題を有し、飲酒を止めたいと思っている者。	基本的に週1回	Silverwater, Mannus, Cooma, MSPC, Goulburn, Parramatta, Cessnock, Tamworth, Glen Innes, Dillwynia, Parklea, Bathurst	多くの場合、AAの代表者がミーティングの指導者となる。
Drug and Alcohol Addiction Program (DAAP)	薬物や飲酒に依存する行動を変えするためのプログラム。再発防止プログラムの一環。	認知行動療法、変化のサイクルの考え方が用いられる。課程ごとに目標があり、薬物使用に関する否定・抵抗の問題について取り組む。薬物使用にいたる危険性が高い状況について特定する。再発防止プログラムと併用が義務付けられる。クロウズドグループ (メンバー固定制) で行う。DVDなどを用いる。	LSI-Rで中・高程度再犯危険性のある男女犯罪者。薬物、アルコール依存が最近3か月以内にある者。薬物関連の直近の犯罪・問題行動歴がある者。薬物について離脱、再使用、再犯の経験がある者。	事前面接 (1時間)。1回2時間のセッションを8回。事後面接 (1時間)。	Dillwynia, Goulburn, JMCC 第1, MNCCC, MRRC, MSPC, Oberon, Parklea	進行役2人。グループワークの技能があり、薬物・アルコール依存又は再発防止指導の進行役としての訓練を完了していること。
Relapse Prevention Program (RPP)	男女の犯罪者に対し、DAAPを修了後のフォローアップと高い再犯危険性にさらされた薬物が入手できる状況下での適切な対処方法を身に付けさせることで薬物なしの生活を維持させる。	薬物及びアルコール依存プログラム (Drug and Alcohol Addiction Program (DAAP)) のフォローアップで、個別の再発防止プログラムの高い状況における行動に合わせて作られたプログラムである。危険性の高い状況を選ば、自制を維持する対策を立てさせる。認知行動療法、犯罪の連鎖の考え方に基づく。クロウズドグループ (メンバー固定制) 処遇。	LSI-Rで中・高程度再犯危険性のある者。薬物について離脱、再使用、再犯の経験がある者。DAAP修了者。	2時間のセッションを12回。	MRRC, Long Bay Hospital, Goulburn, JMCC第1, MSPC, Glen Innes	2人の進行役。グループワークの技能を持ち、かつ薬物・アルコール依存、再発防止プログラムの進行役としての訓練を修了した者。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
The Impact of Dependence	依存症、薬物乱用の問題を抱える人に対し、知識を与え、問題と向き合わせ、回復への意欲を喚起する。アルコール・薬物と犯罪行動からの自発的回復プログラムを用いる。	アルコール・薬物への依存と犯罪に関連した生活の悪影響に焦点を当てて。犯罪者に自分の行動が、自分自身、大切な他者、周りの環境に影響を与えていることに気付かせる。認知行動療法やREBT, Moral Reasoningの考え方に基づく。パワーポイントによる発表とGroup Processworkにより進める。	薬物関連の犯罪をしたLSI-Rで中・高程度の再犯危険性の者。	17セッション(8回発表, 8週セッション1回を含む) 1週間に2回。1セッションは1時間半。	CDTCC, Dillwynia CC, Goulburn CC	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員と保護観察官(COS)はこのプログラム進行のための訓練を受ける。通常はアルコール・薬物カウンセラーや精神科医が進める。訓練はOPU (Offender Programs Unit 犯罪者プログラム班)のメンバーにより各矯正施設で開催される。
Getting SMART (Self Management And Recovery Training)	認知行動療法に基づく教育を行う。このSMARTプログラムの修了者に対しては次述のSMART回復メンテナンスタブプログラムが用意される。	自己管理と依存からの回復に特に焦点を当てる。アルコール・薬物依存からギャンブル、過食まで、全ての依存的行動や考え方のパターンに焦点を当てる。認知行動療法の理論に基づく技能習得のための教育も含まれる。グループワーク。参加者は「Getting SMART参加者ワークブック」に取り組む。	薬物乱用又はその他の依存の問題を有する者。薬物関連犯罪歴があり、中・高程度の再犯危険性がある者。	90分のセッションを12回。1つのセッションは4つの部分に分かれる。	Cooma, EPCC, Goulburn, Glen Innes, Grafton, JMCC第1, Kariong, Kirkconnell, Lithgow, St Heliers, MNCCC, MRRC, MSPC, Silverwater, Parklea, Parramatta, Tamworth, Wellington, Berrima, Cessnock, Brewarrina, Bathurst, CDTCC	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員はこのプログラム進行のための訓練を受ける。通常はアルコール・薬物カウンセラーが進める。訓練はOPU (Offender Programs Unit 犯罪者プログラム班)のメンバーにより各地区で開催される。
SMART Recovery Maintenance Groups	依存や薬物乱用に関する再犯を防止するため継続的グループミーティングを行う。	アルコール・薬物乱用からギャンブル、過食まであらゆる依存症を含む認知行動療法の考え方に基づく。仲間同士のサポートとメンテナンスタブのグループワーク。SMART回復資料等を用いる。認知行動療法に基づくAAのミーティングに似ている。	薬物乱用、その他依存症の問題を持つ者。中高程度から高程度の再犯危険性を持つ犯罪者。Getting SMARTプログラムを修了している者。	毎週又は1週おきに継続的に行われる。ミーティングの時間は、グループの人数によって異なるが1時間半程度。	Bathurst, CDTCC, Cooma, EPCC, Kirkconnell, Mannus, MRRC, MSPC, Parramatta, Silverwater (Mens)	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員はこのプログラム進行のための訓練を受ける。通常はアルコール・薬物カウンセラーが進める。訓練はOPU (Offender

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
(SMART Recovery Maintenance Groups) つづき						Programs Unit 犯罪者プログラム班)の職員により各矯正施設で開催される。
Narcotics Anonymous (NA)	NAの基本理念は、自制に基づくプログラムであり、参加者に仲間同士のサポートを行い、12のステップのプログラムを実施する中で、1日我慢するということを続けるという手助けをする。	自助グループ。アイスカッションや情報共有。ミーティング、仲間同士のサポート。指導者がミーティングの進行をする。	自発的参加。薬物使用の問題性を認識し、止めたいと思っている者。違法・問題薬物使用歴のある者。	毎週	CDTCC, Cessnock, JMCC第1, MRRC, Parklea, Silverwater (Mens)	基本的にNAの代表者が矯正施設を訪れ、ミーティングを指導する。
PATHWAYS-Criminal Conduct & Substance Abuse Treatment (Milkman & Wanberg)	変化の必要性に働き掛ける強化型の依存症プログラム。犯罪性とアルコール・薬物使用の強い関連性及び行動に対する責任感を持たせるための知識や技能を身に付けさせる。「変わることに付けさせ戦」、「変化に取り組む」、「変化を生み出す」の3つの段階からなる。	アルコール・薬物の使用による依存症の問題を抱える者に対し、犯罪的な考え方や行動に働き掛け、再発防止を行う。認知行動療法、技能習得(地域社会、自制、自己管理)合理的感情行動セラピー(Rational Emotive Behavioural Therapy)	LSI-Rの依存性問題項目で中・高程度再犯危険性となった者、又は裁判所からの委託のあった者。	1セッション2時間 青年用プログラム(64時間+追加) 成人用プログラム(100時間)	(記載なし)	グループワーク、認知行動療法、動機付け面接の経験のある犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員。特にこのプログラムのための訓練を受講。
Sober Driver-R.T.A.-M.A.A.	飲酒運転防止のためのプログラム。問題飲酒やアルコール依存の問題は扱わない。	各セッションごとに目標が決められている。飲酒-運転しない、運転-飲酒しないということに焦点を当てて。飲酒して運転することを止めさせるよう組まれている。認知行動療法。教育。クローズドグループ(メンバー固定制)。	過去5年間に2回以上飲酒運転により有罪となった者(男女)	通常のプログラム(1時間)、2時間のセッション 事後メン×9回。事後面接(1時間) 集中的プログラム(1時間)、6時間のセッション×3回。事後面接(1時間)	各地の保護観察所(Probation & Parole)グループ	保護観察所(Probation and Parole Service)グループワークの進行訓練、Sober Driverの進行訓練、OIMSプログラム・サービス評価管理訓練を修了した2人の進行役。補助進行役は、Sober Driverの進行訓練、成人教育・指導者として認定されている者。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
The Best Bet-Is The One You Don't Have	ギャングの問題を有する者を対象に、ギャングの問題性に気付かせ、きっかけとなることや対処方法、安定した生活設計について考えさせる。	ギャングの問題に焦点を当てていて。感情面での気付き、変化の段階、危険性の高いこととの制御、他の人への影響、犯罪との関係、再発防止に加え、認知行動療法の理論に基づくスキル習得のための教育も含まれる。グループワーク処遇。ゲストスピーカーを招く等もする。	ギャング問題を有し、ギャングとの間に関連性が認められる者。中・高程度の再犯危険性。	2時間のセッション×10回	Bathurst, Berrima, CDTCC, Dillwynia, Goulburn, Glen Innes, Grafton, Kirkconnell, Lithgow, Oberon, Parklea, Parramatta	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員はこのプログラム用の訓練を受けることのできる。進行役は必須。訓練は、プログラム開発班により各施設で行われる。

認知技能に関するプログラム

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Life Management	認知行動療法に基づくプログラムで、幅広い範囲での犯罪行動に働き掛けられることのできるようになっている。より深いレベルでの問題解決、出自の問題の解決や力強い再発防止計画の立案を図るために、心理教育的、認知再構成及び行動変容を構造化された形態のプログラムを実施する。	感情統制、コミュニケーション技能、問題解決技能、自己決定技能、衝動の統制、責任の自覚、他者との有益な人間関係を構築し、維持する技能を身に付けさせる。認知行動療法、教育、技能取得、経験。グループワーク、ディスカッション、ワークブック等	LSI-Rで中・中～高程度の再犯危険性の者	2時間半のセッション×8回(毎週実施)。毎週1時間のフォローアップセッションを15回。	Berrima, CDTCC, Cessnock, Dillwynia, Long Bay Hospital, St Heliers, MNCCC	グループワークの技能、動機付け交流、認知行動療法の訓練を受けた者。このプログラム用の進行役としての訓練。進行役は単独でも可。
Think First	参加者が人生における困難を乗り越え、将来再犯しない生活を送ることができようように、社会的問題解決や支援の技能を身に付けられるようにする。	問題解決、自己管理、社会的相互作用訓練、価値観教育。認知行動療法、心理教育の考へ方に基づく。グループワーク、ロールプレイ、能動的学習、ロールモデルなどの方法。	LSI-Rで中・中～高程度の再犯危険性の者。残りの刑期が6か月以上ある者。意欲がある者、ただし、性犯罪、DVを犯した者は除く。	事前グループ：グループでの心理テスト。個別セッション(3回まで) グループプログラム：2時間のグループセッション(保護観察所(Probation & Parole))22回、(刑務所)30回	Lithgow, MNCCC, Junee, Goulburn, Wellington.	訓練を受けた心理技官、犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員、保護観察官(Probation & Parole Staff)、選抜された矯正施設職員。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
(Think First) つづき				事後グループ: フォローアップ セッション6回 まで。4回完了 した後、2回は 3か月後。		

地域社会への参加に関するプログラム

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Hey Dad!	子どもと離れて暮らしている父親・保護者に対し、父親・保護者としての役割の重要性を理解し、子どもたちとの関係を深める機会を与える。父親・保護者である男性犯罪者に対し、洞察力と支援を与える。プログラムである。	父親としての役割、成長していく子どもたちへの理解、子どもとの関係、コミュニケーション、激しい感情を抑えること、しつけの新しい方策、自己肯定感、子育てにおけるストレス対策。教育、技能取得、行動学に基づく。グループワーク等。	父親又は児童の保護者である男性犯罪者。自発的参加又は子どもに対して鑑護責任のある父親の両親又は祖父母からの紹介。性的事件や子どもへの保護責任問題に係る事件を起こした者を除く。	24セッション。 8段階・各3時間ずつに分かれている。	Silverwater (Mens), Cessnock, MSPC, Parklea.	プログラム実施に当たっての訓練を受け、グループワークの技能のある福祉・犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員
NEXUS-Pre Release Program	矯正施設被収容者に、「出所チェックリスト」を使って出所の準備をさせる。	社会内処遇への移行のための知識(例えば、アフターケアを支援する組織である“Center-link”についての知識や居住、借金、健康、衛生、危害削減など)教育、技能取得など移行期に必要な情報提供。成人教育(5セッション)、実践的、ロールプレイによるグループワーク、“Exit Checklist(出所のためのチェックリスト)”を使って出所後の生活の計画を立てるなど。	出所6か月前の被収容者全員	導入、5セッション及び個別テーマについて1セッション追加	Berrima, Brewarrina, Cooma, Manna, MSPC, Parklea.	グループワーク技能のある犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)と教育スタッフ
Pathways to Employment, Education & Training (PEET)	社会内処遇局(COS)、保護観察所/TAFE(職業訓練・教育機関)が共同して、向社会的活動やクリエーション等を含め、就職や成人教育についての技能や信頼性を与える。	本プログラム受講中はTAFEの学生となる。各地区の保護観察所でプログラムを開始した後、地域のTAFEへ通う。地域ごとの特性(必要性)に合わせる。オープングループ。情報提供、教育。	LSI-Rの教育/雇用を含む犯罪性要素で中・高程度の再犯危険性が認められた男女犯罪者。就労支援・職業訓練を必要とする者。	4時間のセッション×9回	各地の保護観察所(Probation & Parole)	保護観察官の共同進行役1名(TAFEが1人進行役を派遣)。保護観察・仮釈放(Probation & Parole Service)ワークグループ進行訓練を修了している者。本プログラムの

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
(PEET) つづき Responsibilities & Rights	再犯につながるような借金の問題について相談を提供している地域の機関についての知識を与える。借金返済について交渉するために、その機関に犯罪者の所在を知らせ、犯罪者自身が出所時に更なる借金を負うことをさけるため、金融機関や、政府機関、非政府機関を活用する際の権利の内容について教える。	相談機関のサービス内容と理念。政府機関・非政府機関と交渉する際の法的な権利や支援について。グループワーク、情報共有、相談機関のパンフレットやリストなど。	自発的参加、ケースマネジメントの一環としての委託、LSI-Rの結果、LSI-RのS.21の中の0-2に該当する全ての犯罪者。	個別の犯罪者の必要性に応じて各施設で決定する。	Parklea, Silverwater (Mens), CDTCC, JMCC 第1	訓練、OIMSプログラム、サービス評価管理訓練必修。 グループワーク技能のある犯罪者処遇・プログラム部 (OS&P) 職員又は保護観察官 (COS)。訓練認定を受けていること。
Think & Link	再犯危険性の低い犯罪者に対し、刑事司法制度と関わりを持つ (犯罪をしたことにより) ことになった理由を理解させ、その問題性の元となることに対処させる。	対象者を適切な社会資源につなげていくための支援を行う。教育、情報提供。クローズドグループ (メンバールール)。	LSI-Rで低・中程度の再犯危険性と認められた男女犯罪者。再犯危険性の低い犯罪者に対する早期(処遇)終了の選択肢の一つとして。	2時間のセッションを3回。各所の状況により異なる。	全ての保護観察所	保護観察・仮釈放 (Probation & Parole Service) グループワークの訓練を修了した1人の進行役。

危害削減プログラム

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Harm Reduction Health Survival Program (HSP)	実践的な情報提供をすることにより、刑務所内での肝炎・HIV感染を防ぐこと、社会内での血液感染する病気(BBCD)の危険性を予防することを目的とする。	危害削減課程。健康問題に関するもの。肝炎やその他の血液感染による病気についての教育。危害削減、仲間同士のサポートの考え方に基づく。教育・健康促進、グループワーク、C型肝炎感染に関するパンフレットやニュー・サウス・ウェールズ州でのC型肝炎専門の相談窓口などの情報提供。	共同生活によりこの危険性のある全ての犯罪者。特に注射による薬物使用歴のある者。導入及び受付手続を経たすべての犯罪者。	2時間半(1回)	Brewarrina, Broken Hill, Bathurst, Cessnock, Cooma, Goulburn, Glen Innes, Grafton, JMCC 第1, MRRC, MSPC, Oberon, Parklea, Parramatta, Silverwater (Mens), Tamworth, Wellington	犯罪者処遇・プログラム部 (OS&P) 職員。訓練を受けたピアサポーターが加わることもある。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Harm Reduction Peer Supporter Program	ニュー・サウス・ウェールズ州の全ての矯正施設において、血液感染する病気の防止教育と支援方法の訓練を受けた被収容者グループを作る。訓練を受けた被収容者は、感染危険性のある行動をすすめる他の被収容者に対する支援を行う（仲間同士のサポート）	健康教育、危害削減の主体、仲間同士のサポートの方策、支援的コミュニケーションの在り方。講義、ロールプレイによるグループワークなど8セッション。	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員による推薦又は申し込み。犯罪者処遇・プログラム部長、保安部長の承認が必要。対象者は自発的に行動し、「参加者規則」を遵守する心構えを持っていない。ばならない。	事前ミーティングと8セッション	Cessnock, Cooma, Grafton	グループワークの技能を持つ犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員。このプログラムの進行役としての認定を受けていること。
H.O.P.E (Heroin Overdose Prevention Education)	ヘロイン乱用を防止し、認識し、対処するための技能や知識を与える。出所者の過剰摂取による死亡の比率は、一般の人の10倍である。出所後数週間が最も危険が高い。	薬物・アルコールセッション（薬物とその薬理効果、薬理効果別の薬物分類、乱用・緊急事態に至る危険要素、乱用徴候の認識、危害削減方法）、緊急時の処置セッション（緊急時の措置とは何か、救急隊などへの連絡方法、緊急時対処の原則、変性意識状態）。このプログラムは、呼吸蘇生法（EAR）、心肺蘇生法（CPR）など赤十字社の技能取得を含む薬物・アルコール教育。	過去に薬物使用歴があり、LSI-Rで再犯危険性が高いとされ、アルコール・薬物班から出所前に委託された者	薬物・アルコールセッション（3時間）、緊急時の処置セッション（3時間）	Cooma	オーストラリア赤十字社の指導者がこのワークショップを実施できるよう矯正施設職員を訓練する。全ての進行役が、実施現場での訓練・評価において最低限矯正業務認定IVをもち、オーストラリア赤十字社に毎年再認定を受ける。

レディネス・プログラム

※心理教育の考え方に基づき、参加者が自己理解をし、変わることへの意欲を持ち、感情統制できるとするプログラム。受講すること、技能や知識、自己肯定感を持つようとする。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
DRUGS: The Impact of Dependence	依存症、薬物乱用の問題を抱える人に対し、情報提供し、問題に直面して、解決へ意欲を持たせる。“Getting SMART”プログラムに先立って行うアルコール・薬物問題対応のための優れた準備プログラム。	アルコール・薬物依存症に焦点を当てた内容。認知行動療法の一形態である道徳的再動機付け療法（Moral Reconation Theory）理論の考え方に基づく。対象者に自分の行動が、自分自身、大切な他者、周りの環境にどういう影響を与えているか気付かせる。パワーポイントによる講義とグループワーク。	薬物関連犯罪を行った中・高程度の再犯危険性のある者。薬物乱用歴のある者。	週2回実施。1時間半のセッションを8～10回。	Bathurst, CDTCC, Dillwynia, MSPC & Parklea	このプログラムのために訓練された犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員。通常はアルコール・薬物カウンセラーと心理技官により実施される。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Managing Emotions: Emotional Recognition and Regulation (Male & Female versions)	自己理解を助け、変化への意欲を喚起し、感情統制のできるようにする。	3つのパートに分かれる。「自分は誰?」、知識を通じての感情統制、怒りや悲しみ、恐れ、不安といった人の感情・反応が様々であることとの理解。認知行動療法、成人学習、心理教育、技能取得などの考え方に基いている。グループワーク、ディスカッション、課題など。	感情・行動のコントロールが必要な成人(男女) 犯罪者	2時間のセッション×12回	MSPC, Mannus, Lithgow, Glen Innes	グループ・振興技能と経験を持ち、訓練を受けた犯罪者処遇・プログラムの(OS&P)の職員。共同進行役が必要。
Personal Effectiveness Program (PEP)	構造化された個別心理教育的開発プログラムである。参加者が技能や知識、自己肯定感を身に付けるための支援をする。その他の犯罪関係のプログラムへの導入としても用いられる。	4 課程：①コミュニケーション、②良好な精神状態、③グループによる作業、④「自己と他者」 認知行動療法、体験的グループワーク、社会・成人学習の原則、技能取得の考え方に基づく。グループワーク、ロールプレイ、内省など。	犯罪関係のプログラムを受講する犯罪者全員。技能取得を目指す犯罪者にも適用できる。	左記の4課程について2時間半のセッション10回。左記の4課程は、対象者の再犯危険性の程度に応じて個別又は統合のプログラムとしても実施される。	Goulburn, Kirkconnell, Wellington, Oberon, EPCC, Cessnock, Broken Hill	成人教育の知識と、プログラムの運用においてグループの技能や経験がある職員。
"R" Program	被害者関係の問題や加害者との関係性について認識し、現在おかれている状況に対処するための情報提供を行う。	被害者関係の問題、犯罪の及ばす広い範囲での影響、協同的司法 (cooperative justice) の理念、話し合い、個別の目標と責任。グループワーク、情報共有	暴力犯罪より有罪判決を受けた者、暴力犯罪歴のある者。自発的参加。	1時間のセッション×3回	Cessnock	"Enough is Enough Foundation" の Ken Marslew
Seasons For Growth	人生の中で起こる大切な人との別れに健全に対処するための必要なことを4つの季節になぞらえた循環アプローチにより教える。	悲しみには、別れの実感や、悲しみの経験を受け入れる必要があるということを理解させる。環境の変化に適応し、感情を取り戻すことを学ばせる。準備プログラム、理論的認知行動療法、向社会的モデリング理論、心理教育の考え方に基づく。グループワークと支援、ワークブック学習、情報共有を行う教育的プログラム	このプログラムにふさわしい犯罪者全れに直面した全ての犯罪者は2部に編入される。3部に編入する際は同意書が必要。	1部1時間半、 2部2時間半、 3、4部各2時間	Berrima	「適切な悲しみの団体」により行われるプログラムによる訓練を受けた犯罪者処遇・プログラムの(OS&P)の職員、保護観察官

性犯罪者処遇プログラム

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Custody-Based Intensive Treatment (CUBIT)	受刑者のうち、プログラム処遇棟に収容される者向けの治療プログラムで	治療的環境の下で性犯罪をおこなった男性犯罪者の根本的な問題性に働き掛けるグループ治療を行う。参加者が入れ替わるタイプのプ	プログラム処遇棟に収容されている男性の性犯罪者(被害者	1週間に3つの治療グループ(process group)	MSPC, Kirkconnell, Goulburn	心理技官、犯罪者処遇・プログラムの(OS&P)の職員、矯

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
(CUBIT) つつき	ある。参加者が犯罪につきながる考え方や態度、感情を変えようとする集中的に働き掛ける。日常生活技能を向上させる効果もある。	プログラム。自己開示、被害者の気持ち・傷を考へる、自己肯定感、社会的技能、対処方法、気持ちの制御(性的関心、自己管理計画、犯罪関連問題(コミュニケーション、人間関係、怒りの制御など)。認知行動療法に基づく。	は成人/子ども両方あり) 現在又は過去に行っていた者。参加の意志がある者。心理学的鑑別を行った上で参加が認められる。識字能力要。中～高程度の再犯危険性がある者。	セッションが行われる。1週間1回補講がある。約6～10か月参加する。		正施設職員
SEX OFFENDER PROGRAMS: CORE (CUBIT Outreach)	受刑者のうち、プログラム処遇棟に収容されていない者向けの治療プログラムである。参加者が犯罪につながらないよう働き掛ける。COREは、CUBITの延長である。性犯罪者に共通する主要な問題を対象にする。	CUBIT同様、参加者には、犯罪行動に対する責任、被害者関係の問題、犯罪に至る行動連鎖について考えさせ、自己管理プランを立てさせる。プログラム処遇棟に収容されていないので、COREの参加者は、刑務作業やその他教育活動などに出席する。自己開示、成育歴、被害者の気持ち等を考へる、認知の歪み、心理的パターン(感情、人間関係、対処方法、自分の意見を適切に伝える方法)、犯罪に至る行動連鎖、自己管理プラン等を認知行動療法に基づいて学ぶ。	男性の性犯罪受刑者(被害者は成人/子ども両方あり) 現在又は過去に行っていた者。参加の意志がある者。心理学的鑑別を行った上で参加が認められる。識字能力を要する。低～中程度再犯危険性がある者。	1週間に2つのグループセッションが行われる。約6～8か月参加する。	Kirkconnell, MSPC	心理技官。
SEX OFFENDER PROGRAMS: MAINTENANCE PROGRAM	メンテナンスタッププログラムは、性犯罪者処遇・指導監督の総まとめである。性犯罪者処遇プログラムを修了した性犯罪者に対し、再犯危険性に応じた対処をさせる。	グループ形式で行われ、構造的ではないセッションを行う。①より集中的な処遇プログラムにより、これまで学んだことを強化する。②目標を設定する。③出所し、社会に戻るに当たっての個別の再犯危険性のある問題について支援する。本プログラム参加中は、「メンテナンスタップ(MAST)」の助言を受けている。これまでの性犯罪者処遇プログラムで学んだことの維持、個別の問題、自己管理プランの見直しを認知行動療法に基づいて行う。	男性の性犯罪受刑者(被害者は成人/子ども両方あり) 現在又は過去に行っていた者。性犯罪者処遇プログラム修了者。落ち着いた行動が取れる者。参加の意志がある者。低～高程度の再犯危険性	1週間に1グループセッション。期限なし。	Kirkconnell, MSPC	心理技官。
SEX OFFENDER PROGRAMS: UNDERSTANDING SEXUAL OFFENDING (USO)	性犯罪者処遇プログラムの準備段階としての心理教育的プログラムである(CUBITやCOREへの参加推薦のために必須のものではない)。性犯罪者	目的として、①犯罪を助長する考え方や態度に対処するための知識を与える、②性的攻撃性に関連する俗説を私拭する、③犯罪性の否定や矮小化をさせない、④性的攻撃に対する責任を受け入れる動きを助ける、⑤性犯罪者処遇プログラム参加への準備。性的虐待行動と	男性の性犯罪受刑者(被害者は成人/子ども両方あり) 現在又は過去に行っていた者。参加の意志がある者。低～高程度の再犯危険性	1週間に1グループセッション。8週間。	MSPC	プログラム実施職員。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
(USO) つづき	処遇プログラムへの参加意欲を喚起する。	は何か、否定・認知の歪み、被害者の気持ち、考え、俗説と事実、感情・考え・行動、性行動と関係の持ち方、DCS 性犯罪処遇プログラム。認知行動療法、動機付けの考え方に基づく。情報共有を進め、参加者用資料などを使用する。	再犯危険性。			
SEX OFFENDER PROGRAMS: PREPARATORY PROGRAM	性犯罪者処遇プログラムの導入的な意欲喚起プログラムである (CUBIT や CORE への参加推薦のためには必須のものではない)。	目的として、①性犯罪について語るための支援的・抵抗感のない環境を整える、②処遇プログラムについて知らせる、③性犯罪者処遇プログラムに参加する心構えを持たせ、意欲を助長する。自己開示を促し、自己肯定感、対処方法、被害者の気持ち、考え、人間関係技能、健全な性行動について認知行動療法、意欲喚起の考え方に基づいて学ぶ。	男性の性犯罪受刑者 (被害者は成人/子ども両方あり) 現在又は過去に行った者。参加の意欲がある者。低～高程度の再犯危険性。	毎週1回行われるグループセッション×14回	MSPC, Kirkconnell, Goulburn	心理技官。

女性犯罪者に対するプログラム

※ここに挙げた以外に、男性犯罪者に対し行われているプログラム (Managing Emotions など) の女性バージョンもある。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
Domestic Abuse Women's Program -Out of the Dark	家庭内暴力と人生に与えるその影響についての問題を理解する。	コミュニケーション技能、人間関係の技能、加害者と被害者のタイプ別の理解、家族内での虐待とその影響の連鎖、暴力から逃げるための計画・相談。心理教育的、技能取得。向社会的介入、ナラティブ手法 (体験などを語ること)、グループワーク、話し合い、ワークブックなど。	配偶者、内縁、恋人、両親から虐待/暴力を受けたことがある女性犯罪者。職員・LSI-R の評価による危険性評価ごとにグループ分けする。	毎週行われる2時間半のセッション×6回	全ての女子刑務所	グループワーク技能、意欲を喚起する働き掛け、女子処遇経験が必要。このプログラムの進行役としての認定を受けていること。共同進行役がいることが望ましい。
Mothering At A Distance	母親が幼少の子どもとの関係強化するために、訪問時間を設けることで、離れて暮らすことによる母子関係への悪影響を取り除く。	母子関係を強化する。母親としての感受性を持ち、施設収容による別離のトラウマを取り除く。児童精神医療、社会的・行動学的問題、犯罪の世代間連鎖の問題や影響についての研究成果に基づく。Playgroup (お友達(子どもたち) グループ); 母親グループを作る。技能実践を支援する。グループの規模は、10～15人の子どもたちとその母親・女性保護者。プログラムセッション方式を進める。	釈放後、0～5歳児の養育に責任のある母親/保護者である女性。	10週間。	Dillwynia, Emu Plains, Mulawa & Berrima	Tresillian Family Care Centre(子育て支援の地域サービス) のスタッフによる訓練を受けた、選ばれたた犯罪者処遇・プログラム部 (OS&P) の職員。

名称	目的	概要	対象	期間・頻度	施設名	実施主体
THE POISE PROGRAM-(Personal Ownership Identity and Self Empowerment)	女性向け依存症処遇プログラム。アルコール・薬物問題や依存行動、アルコール・薬物使用と再犯の連鎖、一般的な生活技能について働き掛ける。このプログラムの中で「犯罪行為・薬物乱用処遇プログラム」を利用できる。	依存の問題、再発防止、健康教育、コミュニケーション技能、生活技能。認知行動的アプローチ、教育、自己管理、社会・成人教育、体験的教育、治療共同体形式(参加者は同じ棟に収容される)で処遇を行う。グループワーク、ロールプレイ、ワークブック(犯罪行為・薬物乱用処遇ワークブック)、日記等を使用。	直近のアルコール・薬物使用関連の犯罪の中で更生上の動的危险要素が認められる女子受刑者、かつ/又は尿検査で陽性であった者。	3時間のセッションを1日1回~2回。毎週5日×12週	Emu Plains Correctional Centre	グループワーク技能と経験のある犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員。アルコール・薬物指導訓練/指導経験。

- 注 1 “COMPENDIUM OF CORRECTIONAL PROGRAMS IN NEW SOUTH WALES” Fifth edition-March 2008 による。
 2 施設名は、矯正施設等の名称及びその略称 (MSPC: Metropolitan Special Programs Centre (Long Bay Correctional Complex 内), MNCCC: Mid North Coast Correctional Centre など) である。
 3 “AEVTI” は、“Adult Education and Vocational Training Institute” の略で、ニュー・サウス・ウェールズ州矯正局内にある公認の訓練機関であり、矯正施設被収容者の識学・計算能力の改善を行う。

(6) 矯正施設

ニュー・サウス・ウェールズ州には、29の刑務所 (Correctional Centres) と10の期間拘禁センター (Periodic detention centres) と2つの中間処遇センター (Transitional centres) がある。

(ア) ロングベイ複合矯正施設 (Long Bay Correctional Complex)

ロングベイ複合矯正施設は、シドニーの中心街から南に14kmのところにある施設であり、ロングベイ病院(心身の病気を抱える被収容者に対する重警備の病院)、メトロポリタン特別プログラムセンター (Metropolitan Special Program Centre: MSPC)、特殊目的センター(特殊な保護が必要な被収容者に対する重警備施設)を備えている。歴史は古く、20世紀初頭の女性矯正施設に始まる。

今回は、メトロポリタン特別プログラムセンターを視察し、性犯罪者処遇プログラム及び薬物等依存問題対応プログラムについて聴取した。

メトロポリタン特別プログラムセンターは、3つの居住区域に分かれており、定員約874人(男子のみ)である。軽警備から重警備までである。職員数は390人で、うちプログラム実施担当は92人である。暴力犯罪者治療プログラム (The Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP))、性犯罪者に対する集中処遇プログラム (CUBIT)、薬物等依存の問題を持つ被収容者に対するニュガラ・ヌーラ (Ngarra Nura) プログラムなどを行っている。

(a) 性犯罪者処遇プログラム

性犯罪者に対して、集中処遇プログラム (Custody Based Intensive Treatment for Sex Offenders: CUBIT)、拡張プログラム (CUBIT Outreach Program: CORE) など9つのプログラムが行われている。

CUBITは、再犯危険性が高い性犯罪者に対し、専用の治療環境を備えた治療共同体 (therapeutic community) に居住させ、認知・行動・感情面の変容を図るプログラムを行うものである。

期間は6~10か月(おおむね9か月)。7~8名程度の小規模なグループ(固定制ではない)で、週5回セッションを行い、被害者の問題を検討し、自己が犯行に至った経過を見極め、詳細な自己管理計画 (self management plan) を策定する。進行役は心理技官8人である。自由な話し合いをさせるための配慮から、セッションに刑務官は入らない。また、その間、担当技官が個々の参加者の動的再犯危険性を評価し、個別対応するとともに、一般的な生活技能を向上させる教育プログラムも受けることができる。

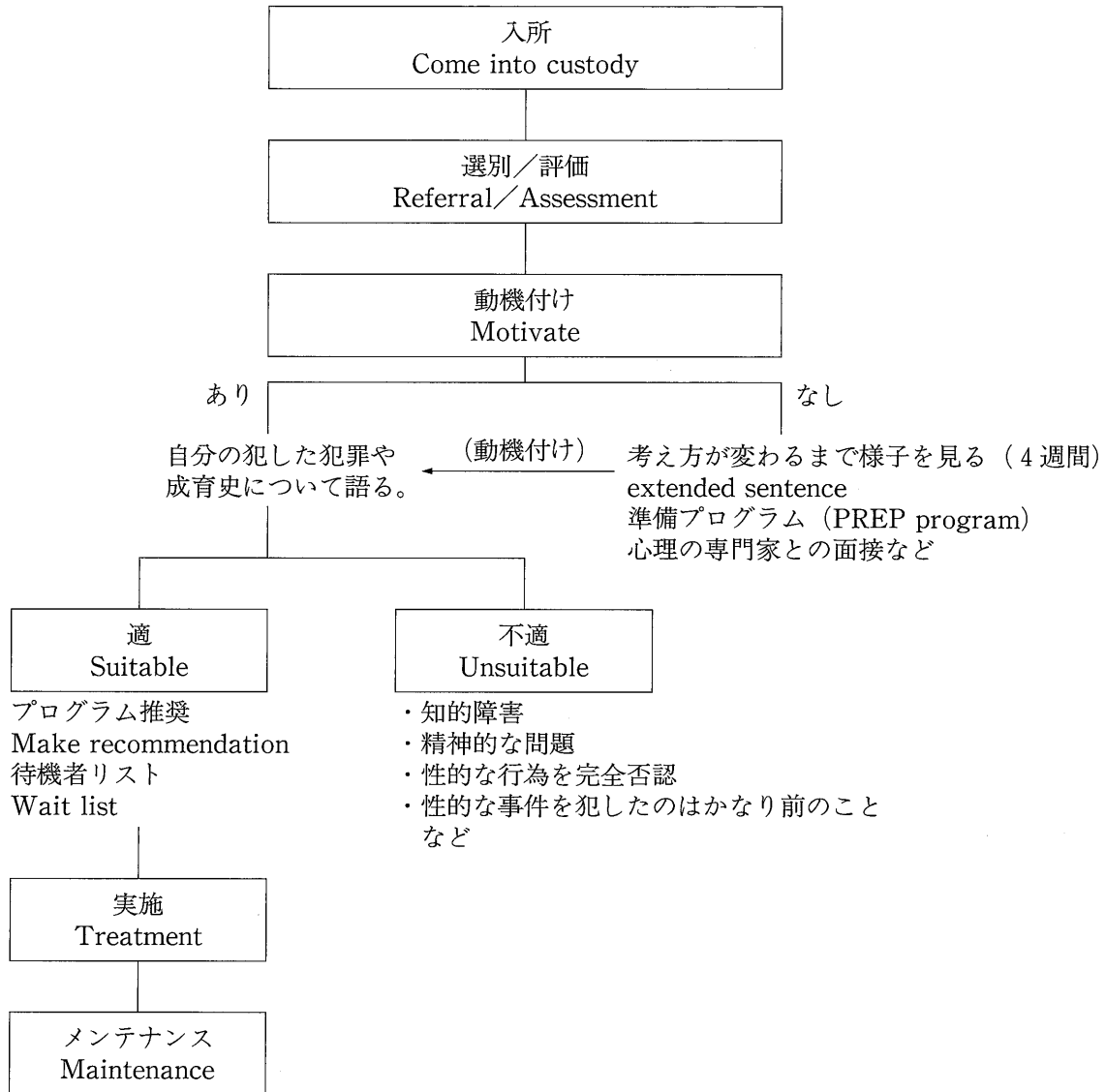
① ロングベイへの移送

刑期の最後の方(少なくとも釈放の12か月前)に移送される。

② 処遇への意欲や必要性を評価

意欲がない場合、4週間程度、気持ちの変化を見る(準備 (PREP) プログラムにより心理技官が面接するなどして動機付けの働きかけをするなど)。プログラムを受講しないこと

3-5-2-2 図 プログラムの流れ
 ロングベイ複合矯正施設 (Long Bay Correctional Complex)
 性犯罪者集中処遇プログラム (CUBIT)



は、前記の新法により、その受刑者にとって刑期満了後も拘禁が継続する可能性がある等の不利益がある。

知的・精神的な障害がある場合、全面的に性的な行為を否認している場合、性犯罪をしたのはかなり以前である場合などは、プログラムに参加させるのが適当でないと判断される。

プログラムに参加させるのが適当であると判断される場合は、適切と解される処遇プログラムを推奨するが、当該プログラムが定員一杯である場合は、待機者のリストに入れる。

③ 処遇

グループセッションなどで、自分のこれまでの生活を振り返り発言するなどして、話し

合う。

④ 処遇効果の維持 (maintenance)

処遇の後は、6か月間メンテナンスを行う。仮釈放されて社会におり、かつ遠方に居住している場合は、電話をして状況を聞く。

再犯危険性が高いと評価された対象者に対し、治療的共同体に配置して集中的にプログラムを実施し、プログラム参加に備えた動機付けや参加後の処遇効果の維持も綿密に行うなど、プログラムの効果を高める配慮が重視されていることに注目すべきであろう。

COREプログラムは、CUBITプログラムの拡張と位置づけられ、より再犯危険性が低い性犯罪者を対象とするものである。グループ・ワークの形式で、各週2回の半日のセッションを行い、期間は5か月間である。CUBITと同様に、セッションの中で、被害者の問題を検討し、自己が犯行に至った経過を見極め、詳細な自己管理計画を策定するが、CUBITと異なり、他の受刑者から区別された刑務所内特殊区域に居住することを伴わず、通常の役務、教育等と平行して、プログラムを受ける。

(b) アルコール・薬物依存者処遇プログラム (Ngara Nura)

同プログラムは、アルコール、薬物の問題を持つ男子を対象とし、定員24人の治療共同体(軽警備区域)で実施されるプログラムであり、2000年に州矯正局により開発されたものである。釈放前準備プログラムのひとつにも位置付けられている。2008年1月までの間に、54グループが同プログラムを受け、412人が修了している(29人は、同プログラム修了前に早期釈放されている)。近年は年間48人程度が修了している。

当初3か月間のプログラムであったが、再犯防止への注力という矯正局の方針に沿い、実績に基づく効果研究を参考に、2006年11月に期間が16週間に拡張された。

参加者が固定された(closed group)グループワークとともに、個別カウンセリングも行われる。処遇プログラムは週5日施行され、週末は、訪問家族との面会、宗教活動、余暇活動に充てられるが、幾日かはプログラムの実施に充てられることもある。担当職員の構成は、心理技官、セラピスト、治療コーディネーター、アルコール・薬物問題カウンセラー、保護観察官などである。

① 評価

薬物の検査をし、評価を行う。対象となる者の評価は、刑務官が行う場合もあるが、ソーシャルワーカー、保護観察官が行うことが多い。プログラムの対象外となるのは、控訴中、ギャンブルの問題がある、意欲がない者である。2008年11月現在25人が待機リストに名前を連ねている。

② 処遇プログラム

内容は、グループセッションを中心とした、9課程から成る。

課程1：個別カウンセリング (Individual Counseling)

プログラムの過程で生じる問題への個別支援や個別の釈放前支援を行う。

課程 2：心理教育グループセッション (Psychoeducational Groups)

自己効果向上プログラム (Personal Effectiveness Program: PEP), アルコール・薬物・ギャンブルプログラム (Alcohol Other Drugs and Gambling: AODG), 主要な社会的技能 (Essential Social Skills: SKILLS), 釈放前の課題 (Pre-release Issues: PRE-R) から構成される。16週間にわたり、各週最大2時間のセッションを6～7セッション行う。

課程 3：治療的グループセッション (Therapeutic Groups)

12週間にわたり、自己の感情をより理解するためのグループセッションを、経験を積んだ複数の専門官による進行で行う。2人の進行役 (心理技官, セラピスト, アルコール問題カウンセラーなど) が14人程度のグループを認知行動療法的な方法で処遇する (しかし、後記のようにグループから除籍されると人数は減る。)。例えば、これまでの人生をコラージュにして発表する等行う。

課程 4：実践的生活・余暇技能 (Practical Living and Leisure Skills)

職業技能, 国語, コンピューター, 芸術等の教育的活動を行う。

課程 5：治療的余暇活動 (Therapeutic Leisure Activities)

アルコールや薬物無しでも生活を楽しみ寛ぐ術を習得させることを目的とし、治療的共同体全体で、スポーツ競技やガーデニング等の余暇活動を行う。

課程 6：一時的外出プログラム (External Leave Program)

一定の水準に達した受講者に、日帰りや一泊の外出を認める。

課程 7：家族との関係改善 (Family Re-Connection)

プログラムの中間時点やプログラムの修了式で、受刑者の家族等を招く等し、積極的に交流を支援して良好な家族関係再構築を促し、出所後の再犯抑止に繋げる。

課程 8：釈放前の地域との関係構築 (Community Connection Prior to Release)

釈放後に支援を受け得る地域の機関・団体等 (居住支援団体等) に対象者を紹介し、支援機関職員が訪問して可能な支援内容を説明したりする。対象者が修復的司法に基づく過程に参加することもある。

課程 9：釈放後の継続的処遇に基づく支援 (Throughcare Support Post Release)

プログラム参加者を出所後も支援するため、週1回刑務所職員が市中の保護観察所の場所を借りて、自発的に参加する出所者 (満期・仮釈放) に対して2時間程度、処遇効果維持のための支援活動 (生活状況の聴取や薬物の問題について指導助言) を行う。また、釈放後一定期間市中の中間処遇施設に滞在しながら処遇を受け続ける者もあり、直接社会内に戻り生活する者に対しては、適切な支援団体を紹介している。

4週間, 7週間, 10週間目に再検討 (プログラムへの取組, 学んだこと, 考え方の変化

3-5-2-3 図 ロングベイ複合矯正施設 (Long Bay Correctional Complex) NGARA NURA 治療プログラム概要

週	主なカリキュラム	課程2, 3, 4のグループワークプログラム	
		午 前	午 後
	ユニット到着 職員によるオリエンテーション, 受理委員会 (コーディネーター, 主任 (Senior Officer), アルコール・薬物カウンセラー), 担当職員による評価 (月初め面接の初回)		
1週目	導入グループ開始	Ngara Nuraのための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)	Ngara Nuraのための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)
2週目		Ngara Nuraのための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)	Ngara Nuraのための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)
3週目	個別の支援者を探す過程を開始	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (導入/D/T/A)	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (C/IJ1/IJ2)
4週目	職員による1回目のフィードバック面接	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (依存の典型例/話し合い)	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (OD/G/G)
5週目		必要な社会的技能-怒りの制御1 (Skills-Managing Anger 1)	コラージュ/グループワーク
6週目	地域・関係機関訪問日 (Community Agency Day) のための予算と招待者の企画開始	必要な社会的技能-怒りの制御2 (Skills-Managing Anger 2)	コラージュ/グループワーク
7週目	・地域・関係機関訪問日 (Community Agency Day) の実施内容企画 ・C3区分 (C3NN) への参加	必要な社会的技能-問題解決 (Skills-Resolving Conflict)	グループワーク
8週目	・地域・関係機関訪問日 (Community Agency Day) ・職員による2回目のフィードバック面接 ・C3区分のための担当職員チーム (Case Management Team)	必要な社会的技能-家庭内暴力防止 (Skills-Preventing Family Violence)	グループワーク
9週目	外部ミーティング開始	必要な社会的技能-子育て (Skills-Parenting)	グループワーク
10週目	(適切な場所があれば) 社会への再統合準備のための外部見学 (外出) 実施	必要な社会的技能-人間関係-悲しみと喪失体験 (Skills-Relationships-Grief and Loss)	グループワーク
11週目		必要な社会的技能-金銭感覚1 (Skills-Financial Skills 1)	グループワーク
12週目	職員による3回目のフィードバック面接 1回目外出	必要な社会的技能-金銭感覚2 (Skills-Financial Skills 2)	グループワーク
13週目	2回目外出	出所後に向けた計画/自己チェック (Throughcare Planning/Self Check)	グループワーク/グループフィードバック
14週目	3回目外出	危害最小化 (Harm Minimisation)	グループワーク
15週目	外泊	再発防止 (Relapse Prevention)	グループワーク
16週目	プログラム修了	再発防止/修了 (Relapse Prevention/Graduation)	グループワーク/リラクゼーション/自分への手紙
	修了面接 出所し, 社会内処遇へ 継続的処遇実施		

追加プログラム

特別外出プログラム (Special external leave program)

スポーツ教育 (TBA)

健全なレクリエーション (Pro-social recreation)

H.O.P.E. (ヘロイン乱用防止プログラム) (TBA)

断酒会 (Alcoholics Anonymous), 断薬会 (Narcotics Anonymous), ギャンブル問題 (Gamblers Anonymous)

注 1 NGARA NURA THERAPEUTIC PROGRAM LONG BAYによる。

2 プログラム内容は, Ngara Nura の一般的な流れである。対象者のプログラム参加時間やその他の事情により変更されることもある。

の状況についての聴取)が行われる。

このプログラム参加中の薬物使用は、1回目は注意であるものの、2回目を行うとグループから排除される。その他、問題行動があった場合も同様に排除されることがある。

週1回職員の事例検討会がある。実地調査においては、プログラム実施において困難な点として、刑務所という文化の中では素直に自分の弱さを話すことが難しいと指摘されていた。

同プログラムに関して、体系的な評価研究は未だなされていないが、今日の実地調査においては、プログラムを受けた者自身が、効果を実感していることを述べることが多いとされている。

③ 他機関との連携

治療共同体 (Ngara Nura Therapeutic Community) は、保護観察所 (Community Offender Service) とも連携しており、個別支援計画なども策定・送付している。釈放前には、プログラム受講の結果や留意点などを保護観察官に情報提供している。

このプログラムについては、治療的共同体に配置して集中的にプログラムを実施し、動機付けや保護観察所とも連携したメンテナンスにも注力するなど、プログラムへの忠実性 (integrity) 維持と継続的処遇の観点を重視していることが、日本での活用を検討する上で、注目される。

(イ) デイルウィニア矯正センター (Dillwynia Correctional Centre)

デイルウィニア刑務所は、ウィンザーの南5 kmほどのところにある中警備の女子刑務所 (定員200名) であり、2004年7月に開設された。ジョン・モロニー複合矯正施設 (John Morony Correctional Complex) という複合矯正施設の一部であり、隣接して男子の刑務所がある。

敷地は広く、建物 (舎房等) は明るい色調でゆとりを持って配置されており、空いているスペースは芝生にベンチなどを置いて、そこで受刑者が自由に寛いだりできるようになっていた。園芸作業にも力を入れているため、構内はよく手入れされており、先住民系の女子受刑者が設計し、整備している独創的なデザインの庭などもあった。刑務所独特の雰囲気避ける配慮で、スピーカーも石に擬する等の工夫がなされている。舎房は、基本的に単独室であり、1棟につき定員20人くらいである。3棟については、性犯罪者 (現状は全て幼児性愛者) 等を収容した閉鎖棟 (舎房の入口の開放時間を、他の棟とずらすなどして隔離している) であるが、その他は基本的に舎房から出入りでき、見学時も受刑者が敷地内を自由に歩いていた。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、約9,000人の男子被収容者に対し、女子被収容者は約700人 (全体の7%程度) である。

デイルウィニアに収容されている女子被収容者の特徴としては、薬物犯罪関係が多いこと、DVや児童虐待など暴力的な環境で暮らしていたものも多く、社会的なスキルが身につ

いておらず、子育てなどにも問題を抱えていること、精神的な問題を抱えている者も多いことなどが挙げられる。その結果、入所前、出所後を通じて一番困難なことは、仕事に就けないことであり、ディルウィニアでは、就職のための準備プログラム、自己肯定感を育む処遇なども積極的に行っている。

職業訓練などでも実際の仕事につながるよう工夫しており、例えば施設内整備（美化）の作業でも、刑務所外の専門家の指導や認定を受けられるようにしたり、パソコンを使つてのマーケティング技法の習得、特殊設備を使ったテレフォン・オペレーターの訓練、刑務所内にある面会所のカフェで受刑者が実際に働き、技術を身につけ国際資格を取得することも可能となっている。

その他にディルウィニアで行われているプログラムとしては、DV や児童虐待に遭っていた被収容者に対するプログラム（コミュニケーション技能や虐待の連鎖に関するもの）、ライフ・マネジメント・プログラム（感情コントロールや葛藤場面での対処などをグループワークで学ぶ）、子育てプログラムなどを行っている。前記の大意に掲載されている女性用プログラムは全て施行している。

若年受刑者プログラム（Young Offender Program：18歳～25歳対象）では、野外活動訓練を行うことで、他者との協力、達成感、自己肯定感を育む処遇を行っている。また、施設内テレビ（Dillwynia Television）の放映プログラムの被収容者自身による企画、製作も行われており、新入者のためのオリエンテーションDVDも、受刑者が自ら制作していた。

面会等についても工夫されており、遠隔地でなかなか面会に来ることのできない子どもたちの移動を援助したり、催し事をしたりする。また、ビデオリンク・システムを設け（相手先は地方の裁判所など）、受刑者の出廷に伴う労力を削減したり、場合によっては遠隔地で来ることのできない家族とのテレビ面会を行ったりする。

敷地内に開放棟が設けてあり、釈放前（長い場合は1年くらい）に自律的な生活を送りながら、施設外に仕事に行くなどして、社会に戻る訓練をさせる制度がある。

ビデオリンク・システムは、受刑者が家族との関係を維持するために非常に有効な手段と解され、また、費用効率、セキュリティなどの観点からも利点が大きく、我が国においても導入を検討し得ると思われる。また、就業支援も、身近な職業で即有効活用し得る資格や技能の取得を促すもので有効と思われる。その他、女子受刑者の特性に合わせ、自己評価や自発性を高める処遇の工夫がなされている点も参考になる。

(7) 社会復帰支援

(ア) ニュンヤラ地域犯罪者支援プログラムセンター（Nunyarra Community Offender Support Program Centre）

釈放後サービス（post release services）は、①再犯防止を通じた社会の安全確保を図り、並びに②更生した犯罪者を社会へ再統合し、及び③彼らによる社会貢献を通じた社会の活

方向上を図ることを目的として、受刑中から釈放段階に至る過程を詳細に分析して、それぞれの時期に対応した適切な支援と指導監督が、多機関連携の下で提供される枠組みである。

ニュンヤラ地域犯罪者支援プログラムセンターは、ロングベイ複合矯正施設に隣接している。同センターは、元は期間拘禁 (day detention) の施設であったが、釈放者用の居住施設とされ、2008年4月から運用されており、定員95人のところ、2008年11月現在男性10人が居住していた。釈放後3～6か月間居住可能である。滞在費は、2週間当たり107豪ドル (居住・食事)。飲酒、薬物使用は禁じられており、必要であれば検査される。ポルノ関係や危険物の持ち込みも禁止されている。門限は午後6時。地域活動やセンターのプログラム (個別処遇計画に基づくもの、グループワークなど) に参加することなどが規定されている。

住居支援専任職員が、住居確保支援を行う。共用スペースには、求人情報や大学のセミナー等の情報が掲示されている。

居住区域も含め敷地は広々としており、訪問時は居住者が食事を作っていた。菜園を整える他、養鶏を行い、食料の一部を自給する予定とのことであった。

所在地は、市街地から車で30分程度の郊外であり、近隣住居とも距離がある静かな環境である一方、施設のすぐ外に市街地までのバス停があり、就職活動等のため自力で市街地に赴くことも困難ではなく、社会復帰の準備の局面では好条件な環境である。

(イ) 地域更生センター (Community Restorative Centre)

地域更生センターは、受刑者、出所者、受刑者の家族を支援するために、1951年に設立された民間の団体 (NGO) である。

年間、矯正局から約100万豪ドル、地域サービス局 (Department of Community Services 居住、プロジェクト連携) から約50万豪ドルなど、政府機関から合計約200万豪ドルの資金援助を受けて活動している。

州矯正局と密に連携し、受刑者の出所直後の社会復帰支援を行っている。矯正局側が、一定の条件を充たし、再犯の危険性が高いと解される者を選定してセンターに委託する。

対象者の条件は、

- ① 今回の受刑を含め2度以上刑に服していること
- ② アルコール又は薬物の問題を有していること
- ③ 他に得られる支援が無いこと

の3要件を充たしていること、及び

本人がセンターによる支援を希望していること

である。

対象者に対し、釈放前3か月、釈放後6か月から1年程度 (長いときは2年) にわたって支援を行う。矯正局による対象者選定を受け (矯正局からの委託書により、申入れを受

けるとともに、対象候補者の基本情報を得る)、対象者が受刑中の刑務所に赴いて対象者と面接を行い、受刑歴や薬物・アルコール問題の有無、支援を希望するか、他の支援と重なることはないかなどのアセスメントを行う。受刑者は、“Planning your release (釈放に備えて)”などの冊子を用いて出所後の心構え、知識を身に付ける。受刑中から信頼関係を築き、出所直後から支援を行う。特に、出所後3か月の期間は再犯の危険性が高いとの実証的研究結果があるので、この期間に集中的な接触を図る。

年間約70人の出所者を支援している。出所者の支援として一番重要なことは、居住支援である。センターは宿泊施設をもたないが、公営住宅や協力してくれる住宅供給団体と連携し、部屋を確保している。これらの部屋はセンターの支援が終了した後でも、必要であれば居住できる。生活スキルの訓練として、職員が出所者と一緒に病院や店、公共機関などに行き、行き方や手続きの仕方などを教える。センター職員が積極的に対象者の許に赴いて接触を図るほか、電話による相談も受ける。

また、助言者(メンター)プログラムも実施している。ボランティアの訓練を受けた助言者が、対象者と一緒に社会活動(例えば、レクリエーションをするなど)することで、社会的なつながりを作ることを支援する。

受刑者に対する社会復帰に関するパンフレットなども、矯正局と共同で作成している。前記の“Planning your release”や“Getting Out—Your Guide to Surviving on the Outside (外に出る。施設の外で生き抜くためのガイド)”と題する小冊子が、支援対象候補者に限らず、出所を間近に控えた受刑者に幅広く配布されている。作成・配布をセンターの名で行った方が、矯正局の名で行うより、受刑者により受け入れられ易いとされている。

センターでは、その他、受刑者の家族に対し、本人受刑中から裁判や刑務所に関する情報(所在地や刑務所への連絡の仕方、差し入れの仕方等)を提供し、面会に行く場合の交通支援を行っている(いくつかの地方の刑務所にはバスを運行)。高齢、病気などで面会にいけない家族のためのビデオ面会なども支援する。家族の精神的な面での支援も行う。控訴する場合は、裁判手続をするための支援も行っている。

職員数は約20人であり、ソーシャルワーカー、アルコール問題専門家などバックグラウンドは様々である。出所者と一緒に行動しながら、現実的な支援を行う仕事であるため、学位や知識よりも、そうした仕事を辛抱強く続けられる人が採用されている。

効果的な民間機関との連携として、参考になると思われる。

3 ヴィクトリア州における再犯防止策

(1) 再犯防止への取組み

ヴィクトリア州政府は、2001年に、「矯正・保護に関する長期運営戦略(Corrections Long Term Management Strategy: CLTMS)」と称する長期戦略を策定、公表した。再犯を防止し、可能な限り犯罪者の施設収容を回避する目的で、2001年から2006年までの5年間に、広範な更生プログラムやダイヴァージョンを導入する戦略を明確化したものであり、総額約3億3,450万豪ドルの予算を計上しての取組みである。

ヴィクトリア州の刑務所では過剰収容問題が深刻化しており(2002年6月末現在の収容率は123%であった。)、収容人員の増加傾向(1996年6月末から2002年6月末にかけて45%増加した。)も継続すると予測されていた。矯正施設から出所後2年以内に再入する再犯者が急増していた(年3%増)ことも、その要因と考えられており、更に、収容者の80%以上が、薬物・アルコール問題や健康問題、失業問題などの問題を複合的に抱えている傾向も高まっていた。そのような問題に対する危機感から、同戦略が策定されたものであった。

具体的には、3つの刑務所の新設、再犯防止に資する処遇プログラムの拡充、中間処遇の充実、社会内処遇の強化などの方針が明記された。

今回の視察において、2つの新設施設を訪問したが、いずれも、このCLTMSに基づき新設された、新しい試みである。

CLTMSに基づき実施された諸施策との関係は明確ではないものの、2002年から2007年にかけて、ヴィクトリア州の2年以内再入率は、他州と比較しても顕著に減少している(3-5-1-10表参照)。

(2) 再犯防止策の枠組

(ア) 基本的考え方

前記CLTMSに基づき、それまでにはない規模での更生プログラム及びダイヴァージョン・プログラムの拡充が行われた。強化された再犯防止策の枠組を概観すると、以下のとおりである³。

再犯防止策は、①犯罪者の再犯危険性管理(offender risk management)と②犯罪者の能力向上(increased offender capabilities)の両者を目標とする必要がある。犯罪特化プログラム(offense-specific programs)及び犯罪関連プログラム(offense-related programs)は、①の再犯危険性管理の効果向上を狙うものである。再犯危険性には静的再犯危険性と動的再犯危険性があり、動的再犯危険性には直接的な犯罪誘発要因(criminogenic needs)とそれ以外の間接的要因(non-criminogenic needs)があるところ、直接的な犯罪誘発要因に向けた犯罪特化プログラムとして、性犯罪、粗暴犯、薬物・アルコール関連犯

3 Offender Services Development Unit, Strategic Services, Corrections Victoria, "Reducing re-offending framework: Setting the scene—Paper No.1" written in January 2002, revised in January 2004.

罪対応などを設ける。矯正局が、それらの分野への対応策として、施設収容者の釈放前・釈放後支援及び犯罪者への社会内支援を行う。同時に、直接的な犯罪誘発要因以外の間接的要因、例えば、不安、低い自己評価、精神的鬱屈等に応える介入が、犯罪者の行動を変化させる助けとして必要であろう。②の能力向上（生活の質を向上させ、自傷他害の恐れを低減させる）の効果を狙うものとしては、犯罪関連プログラムとして、家族支援、自傷他害防止薬物療法、住居・教育・就労支援などを行う。そのために、後記の犯罪者処遇システムが特に効果的である。それに加え、それを補強するために、一貫した、個別処遇計画に基づく刑の執行及び計画の維持管理(sentence management)が必要であり、多職種・多機関連携が必要である。

再犯率は、特定の条件を充たす犯罪特化プログラムによって10%から50%低減し得ると考えられている。ここで採用されるモデルは、矯正に関する研究“what works”(Andrews & Bonta, 1998; Gendreau, 1996; McGuire, 2002, McGuire & Priestley, 1995等)に拠るものである。また、risk-need approach (Andrews & Bonta, 1998; Gendreau, 1996等)、good lives model (Ward & Stewart等)及びtherapeutic jurisprudence (Wexler & Winick, 1996等)に関する研究から、具体的には、このプログラムは、以下の12の原則を基礎とする。

- ① 再犯危険性の分類 (Classify risk)
- ② 直接的な犯罪誘発要因への対応 (Meet criminogenic needs)
- ③ 応答的であること (Be responsive)
- ④ 動機付け強化 (Increase motivation)
- ⑤ 適切な処罰を (Deliver “smart” punishment)
- ⑥ 地域共同体を重視 (Emphasise community)
- ⑦ 効果的な処遇手法の活用 (Use effective treatment methods)
- ⑧ 自ら進んで自己の犯罪行為について責任を引き受ける態度を促進 (Encourage responsibility-taking)
- ⑨ 処遇への忠実性を維持 (Maintain treatment integrity)
- ⑩ プログラムへの忠実性を維持 (Maintain program integrity)
- ⑪ 専門的裁量を働かせる (Apply professional discretion)
- ⑫ 適切なプログラム開発と実施 (Adequate program development and implementation)

(イ) 処遇実施モデル

処遇実施モデル (Service Delivery Model) は、再犯危険性及び応答性の原則に焦点を当てるべきであり、自己の行動を変化させようとする対象者の動機付けを高める実施環境を整えることが最も重要である。

(a) 対象グループ

対象グループは、性犯罪、粗暴犯、薬物・アルコール関連犯罪の分野で再犯危険性が中～高程度の者であり、刑期が6か月以上の男性受刑者及び刑期が4か月以上の女性受刑者に対し、犯罪特化プログラムへの参加の適否を評価する。前刑時同評価の対象となった再犯者は、刑期が短い場合でも、プログラムを受け得る刑期があれば、プログラム対象者となる可能性が高い。女性受刑者に対しては、プログラム施行に当たり、適宜調整が必要である。特殊ニーズを抱える知的障害者、精神病患者、人格障害者、若年者等もプログラム対象者として含める必要があるが、これらの者については、個別対応を要する。

(b) 評価

評価については、ヴィクトリア州独自の再犯危険性評価ツール VISAT (Victorian Intervention Screening Assessment Tool) を開発した（開発までの間は、カナダの専門家により開発された前記の LSI-R を使っていた。）。

静的及び動的再犯危険性の指標を評価するものであり、以下の11のモジュールにより構成されている。

- ① 本件犯罪の内容及び犯歴
- ② 粗暴犯（粗暴犯処遇プログラム参加に向けた更なる評価の要否の判定、過去のプログラム参加歴の有無確認等を行う。）
- ③ 性犯罪（性犯罪者処遇プログラム参加に向けた更なる評価の要否の判定、過去のプログラム参加歴の有無確認等を行う。）
- ④ 薬物・アルコール問題（薬物・アルコール問題対応プログラム参加に向けた更なる評価の要否の判定、過去のプログラム参加歴の有無確認等を行う。）
- ⑤ 社会への適応
- ⑥ 教育・就職
- ⑦ 家族その他との関係
- ⑧ 身体及び精神の障害
- ⑨ 態度・信条
- ⑩ 静的及び動的再犯危険性
- ⑪ 個別犯罪対応（offence-specific）及び犯罪関連（offence-related）の静的・動的危険性

LSI-R よりも、粗暴犯、性犯罪など一定の犯罪傾向に対する評価にも内容を拡張し、また、モジュール⑩は約4,000人の州内の受刑者の再犯パターンの分析結果を取り入れたものであるなど、州の実態により沿う検討を加えたものであり、利用後の検証により、その内容の継続的な見直しを行うことを予定している。

刑期6か月以上の男性受刑者及び刑期4か月以上の女性受刑者に対しては、完全版 (VISAT-long) を実施し、刑期6か月未満の男性受刑者及び刑期4か月未満の女性受刑者に対しては、上記モジュールのうち②③⑨⑪を除いた短縮版 (VISAT-short) を実施する。

これによる評価に基づき、判決前に、保護観察官が再犯危険性についての意見を、判決前調査報告書の一部として裁判所に提出する。それに基づき、以下の内容を含む処遇計画 (Offender Management Plan) が策定される。

- ① 静的再犯危険性レベルの評価
- ② 個別の犯罪に特化した動的再犯危険性及び犯罪関連の動的再犯危険性
- ③ 処遇プログラムに取り組む動機付けという観点での「変化を受け入れるための準備」 (readiness-to-change)
- ④ 自傷のリスク
- ⑤ 特殊なニーズや文化的要請

釈放時の動的再犯危険性に焦点を当てた引継計画 (Exit Plan) の初版、受刑に際しての警備分類なども決定される。

再犯危険性が中程度～高度と判定された犯罪者については、認知技能 (cognitive skills) プログラムへの適否が評価される。専門官が、犯罪特化プログラムに入る前に、より詳細な再犯危険性評価を行う。

処遇プログラム試行後にも、専門官が効果についての評価を行う。

処遇期間を通じての評価のプロセスの概要をまとめると、以下のとおりである。

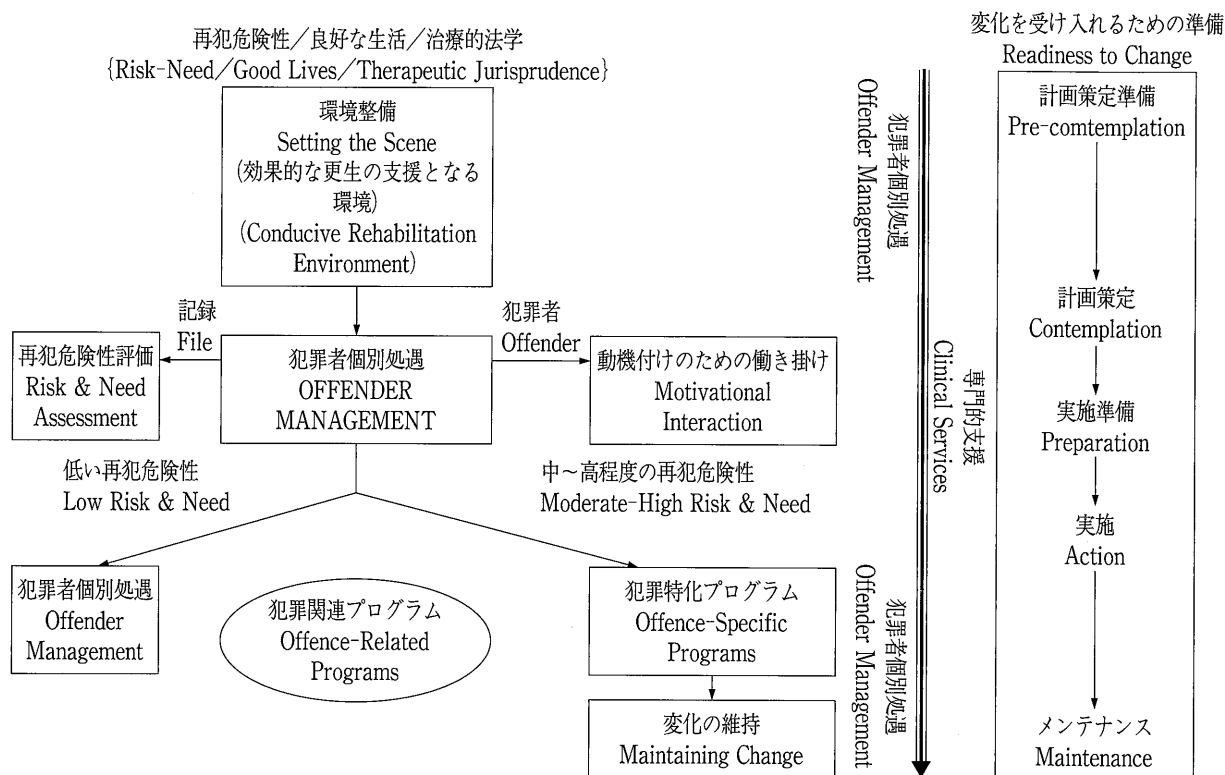
- ① 個別処遇計画 (Offender Management Plan) : 矯正局職員による最初の評価 (引継計画を含む)
- ② 臨床評価報告書 (Clinical Assessment Report) : 専門官による処遇前の評価
- ③ 自己管理計画を含む修了報告書 (Completion Report including a Self Management Plan) : 専門官による処遇後の評価
- ④ 保護観察官評価報告書 (Parole Officer Assessment Report) : 受刑者に関し、保護観察所から成人仮釈放委員会に提出され、仮釈放の判定に際しての考慮と釈放後の引継計画の更新に利用される報告書

性犯罪者処遇プログラムと薬物・アルコール問題処遇プログラムについては、それらに特化した再犯危険性評価プロセスが開発されている。

(c) 処遇

処遇は、原則として、認知行動療法の技術と活動基準学習法 (activity-based learning) を用いたグループ療法のモデルに基づいて行われる。矯正局は、プログラム実施者と協議の上で、各対象者につき最も効果的と解される犯罪特化プログラムを特定し、プログラム及び処遇への忠実性 (integrity) を確保すべく実施状況をモニターする。

3-5-3-3 図 再犯削減の枠組 (Reducing Re-offending Framework)



注 Correction Victoria “Reducing re-offending framework” による。

(3) 電子情報データベース

ヴィクトリア州においては、司法省各部門のみならず、裁判所や警察、救急サービスとも、個別犯罪者に関する情報を共有する「E Justice」という電子データベースが構築されている。ただし、2008年11月現在、同システムに登録されているデータは、犯歴、判決の詳細、属性の詳細等であり、個別処遇計画は含まれていない。今後、個別処遇計画を含む共有電子データベースの構築が極めて重要な課題と認識されている。

同システムに、セキュリティレベル判定、収監先、精神異常の有無等とともに、個別処遇計画も含む犯罪者の管理に関する情報を共有する処遇管理モジュールを組み込む改良作業が進行中である（最低2年程度はかかる予定）。さらに、対象者の心身の健康・医療情報についての共通データベースも構築中とのことであった。

我が国より格段に整備が進んでいるものの未だ整備途上の面もあり、その過程で種々直面する困難とそれらへの対応も、今後の我が国における犯罪者情報電子共有システムの整備過程について示唆的なものとなろう。

(4) 処遇プログラム

矯正施設内及び社会内において、再犯防止を図るため、様々な処遇プログラムが施行されている。

心理技官やソーシャル・ワーカー等から成る処遇専門官のチーム (Clinical Services) が、

全州レベルで、矯正施設内や保護観察所で、評価やプログラム実施に携わっている。

(ア) 関連法

1986年矯正法 (Corrections Act 1986) や1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) に、処遇プログラムの根拠が直接明記されているわけではないものの、受刑者が更生のための処遇プログラムを受け得ることを前提とした規定がある(矯正法57B条, 60E条, 60J条, 量刑法21条等)。

(イ) 性犯罪者処遇プログラム

ヴィクトリア州では、1996年から、施設内処遇及び社会内処遇両方において、性犯罪者を対象とした統合的な処遇(評価, 管理, 介入)が施行されている。矯正局だけでなく、地域法精神医療機関 (Community Forensic Mental Health Services), 警察の保護部門 (Protective Services), 障害者支援機関 (Disability Services), 少年司法機関, 地域団体等, 官民の組織が連携して処遇に当たっている。

性犯罪者処遇専門職員が、矯正局支部の性犯罪者処遇部に配置され、州全体を対象に、評価, プログラム施行, 職員の研修, 相談・助言, 研究・評価に当たっている。

性犯罪者(犯行に性的要素を有する者を含む)は、有罪判決を受けた後、全て、専門官による包括的な臨床評価を受けなければならない。性犯罪者処遇専門職員から評価に基づき提案された介入計画に沿って、矯正局が処遇プログラムを施行する。

処遇プログラムは、グループ処遇によるもので、特定の処遇課程のセットで構成される。全ての対象者が受けることを求められる4つの基本課程に加え、個々の対象者のニーズに応じて組み込まれる個別対応課程がある。

・動機付け課程 (Motivation module)

犯行を否認している者を対象とし、威嚇的でないグループ療法により、プログラム参加による長期的利益を理解させる。

・導入課程 (Commencement module) (基本課程1)

対象者は、グループ内で、自己の生活歴を開示し犯行にいたった生活要因を検討し理解する準備を行う。

・犯罪に至る過程 (Offence process) (基本課程2)

対象者の認知の歪みを見極め、それらの認知を変化させる。

・被害者に対する共感 (Victim empathy) (基本課程3)

対象者が、被害者の視点から自己の犯行の意味を理解できるようにする。

・倒錯的妄想の自己制御 (Fantasy Reconditioning)

倒錯的な性向を有する者を対象とし、倒錯的妄想の現実とそれが犯行に及ぼした影響を理解させる。倒錯的妄想を低減する方策を習得し、犯行への自己抑止力を向上させる。

・感情の自己管理 (Affect Management)

極度の怒りや感情統制の問題ゆえに犯行に及んだ者を対象とし、自己の感情の状態及びそれと犯行との関わりを見極め、感情統制の方策を教授する。

- ・親密さ及び社会的な適応能力 (Intimacy and Social Comptence)

年齢相応の社会的スキルが欠如している、又は、他者との親密な関係構築が困難な者を対象とし、再発防止課程で使う技能向上計画の策定を行う。

- ・再発防止及び健全な生活維持 (Relapse prevention & healthy lifestyles) (基本課程4)

これまでの課程により得られた理解に基づき、再発防止計画、健全な生活維持計画、環境管理計画の策定を行い、支援チームの構築を行う。

- ・望ましい変化の維持 (Maintaining Change)

再発防止計画が効果的であり変化する対象者の動的再犯危険性と状況に適合することを確認する。施設内処遇段階においては、プログラム終了から釈放までの間に効果が維持されていることを確認し、社会内処遇においては、再発防止プランの状況に応じた改善を確認する。

性犯罪者処遇プログラムの効果評価は、未だ検討中のところである。

(ウ) その他のプログラム

その他のプログラムの概要は、3-5-3-4表のとおりである。他に、事項で紹介する、一定の刑務所に特化して開発・実施されている障害者対応プログラムもある。

(5) 矯正施設

(ア) マンゴニート矯正センター (Marngoneet Correctional Centre)

同施設は、メルボルンから西に70キロメートルところにある定員300人(男子のみ)の施設(2006年3月開設)である。“Marngoneet”とは、アボリジニーの人の言葉で「新しい始まり」を意味する。

性犯罪受刑者を収容する(保護的に隔離する目的)重警備区域が一部あるほかは中程度警備区域であり、重警備区域とは高い塀で仕切られている。管理棟(面会所や病院等)は共通だが、入口等を別にするなど配慮している。

同施設に特徴的なのは、性犯罪者処遇、暴力犯罪者処遇、薬物・アルコールの問題の処遇という3つの処遇の種類に分かれて、おのおの“Neighbourhoods”(性犯罪者処遇区域がRothwell Neighbourhood, 暴力犯罪者処遇区域がFlinders Peak Neighbourhood, 薬物・アルコール問題処遇区域がStation Peak Neighbourhood)と呼ばれる処遇区域を設け、その中で生活から処遇までが完結する形をとっていることである。

各処遇区域の定員は100人であり、40人定員の寮のような建物や4人用(3棟)、6人用(8棟)のコテージ風の建物が配置されている。居住する建物だけでなく、処遇プログラムを行う部屋からレクリエーションを行う部屋までこの各処遇区域内にある。4人用、6人用の建物では、受刑者は自立的に生活する。受刑者ら自身で、決められた予算内で献立等

3-5-3-4表 ビクトリア州の施設内・社会内処遇プログラム

名称	目的	概要	期間・頻度
High Intensity VIP (Violent Intervention Program)	暴力犯罪で有罪となった者に対し、暴力を振るってしまっ理由を考えさせ、暴力的な言動を抑える技能を身につけさせることで再犯を防止する。	対象：暴力犯罪で有罪となった者10名 実施施設名：Marmongoneetのみ ・再犯危険性等評価 (参加者1人あたり3時間。これ以外にPCL-Rを必要に応じて行う。) ・心理テスト (Marlowe-Crowe, Barratt など5種類) 初回セッション前と最終セッションの中で行う。 ・受講者によるレポート作成 ・プログラム前の予習 (各セッションについて2時間。再犯危険性の高い者については、個別の教材による集中的準備を要する。) ・プログラム後の感想 (各セッションについて30-60分) ・学んだことをノートにまとめる (各セッションについて1時間) ・スパーセッション (個別・毎週1時間。集団・毎月3~4時間) ・ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整 (プログラムの途中と最後) ・集団セッション参加者のための個別カウンセリング (必要に応じて) ・参加できなかった場合の補講 (欠席したセッションによる。欠席は3セッションまで)	基本7課程、選択4課程。それぞれ9~12セッション。1週間に3回実施。155時間で基本課程を完了 (1セッションは2.5時間) し、その後必要に応じ選択課程を受講する (1セッション2.5時間、約10セッション)
Moderate Intensity VIP (Violent Intervention Program)	暴力犯罪で有罪となった者に対し、暴力を振るってしまっ理由を考えさせ、暴力的な言動を抑える技能を身につけさせることで再犯を防止する。	対象：暴力犯罪で有罪となった者10~12名 実施施設名：Marmongoneetのみ ・再犯危険性等評価 (参加者1人あたり3時間) ・心理テスト (STAXI, Barratt など3種類) 初回セッションと最終セッションの中で行う ・受講者によるレポート作成 ・プログラム前の予習 (各セッションについて1時間) ・プログラム後の感想 (各セッションについて30-60分) ・学んだことをノートにまとめる (各セッションについて1時間) ・スパーセッション (個別・毎週1時間。集団・毎月3~4時間) ・ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整 (プログラムの途中と最後) ・集団セッション参加者のための個別カウンセリング (必要に応じて) ・参加できなかった場合の補講 (欠席したセッションによる。欠席は3セッションまで)	33セッション (1セッションは2.5時間。初回・最終回は、3時間)、全83.5時間。約5か月間、週2回行われる。
RUSH (Real Understanding of Self Help Program)	受容と行動変容のバランスをとることに焦点を当て、悩みや感情の統制の仕方、人間関係の持ち方について考えさせ、学ばせる。	対象：10名 ・再犯危険性等評価 (参加者1人あたり1時間) ・心理テスト (DASS 初回・最終回に実施) ・受講者によるレポート作成 ・プログラム前の予習 (各セッションについて1時間) ・プログラム後の感想 (各セッションについて30-60分) ・学んだことをノートにまとめる (各セッションについて1時間) ・スパーセッション (個別・毎週1時間) ・ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整 (必要に応じて) ・集団セッション参加者のための個別カウンセリング (必要に応じて) ・参加できなかった場合の補講 (欠席したセッションによる。欠席は3セッションまで)	20セッション (1セッションは2時間)、全40時間。10週間、週2回行われる。

名称	目的	概要	期間・頻度
Cognitive Skills	特に犯罪の原因となった面における問題解決能力を身につけさせることで、再犯リスクを減らす。	<ul style="list-style-type: none"> 再犯危険性等評価 (施設内・社会内とも参加者1人あたり約1時間) 受講者によるレポート作成 プログラム前の予習 (各セッションについて1時間) プログラム後の感想 (各セッションについて30-60分) 学んだことをノートにまとめる (各セッションについて1時間) スーパービジョン (個別・毎週1時間) ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整 (必要に応じて) 集団セッション参加者のための個別カウンセリング (必要に応じて) 参加できなかった場合の補講 (欠席したセッションによる。欠席は3セッションまで) 	施設内処遇60時間、社会内処遇51時間。施設内処遇プログラムでは、30セッション (1セッション2時間)。社会内処遇プログラムでは、22回のグループセッション (1セッション2時間)、9回の個別の pre & post セッション。
Exploring Change	不適切な行動を変える意欲と一般的な集団適応能力をかん養する。	<p>実施施設名：Marmongneet のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 再犯危険性等評価なし。オリエンテーションのみ。 受講者によるレポート作成 プログラム前の予習 (各セッションについて30分) プログラム後の感想 (各セッションについて15-30分) 学んだことをノートにまとめる (各セッションについて15-30分) その他のスーパービジョンと合同 参加できなかった場合の補講 (欠席したセッションによる。) 	1か月間全18時間。通常7セッション以上。

注 Clinical Services Corrections Victoria の資料 “Program Description” による。

を考え、分担して料理を作り、掃除、洗濯などを行う。処遇プログラムを受けに行く、刑務作業に行く、などのスケジュール管理も自分で行い、空き時間は処遇プログラムの宿題などをして過ごす。

性犯罪者処遇区域内を視察したところ、処遇プログラム外の時間帯で、受刑者は、屋内又は戸外で、各自自由に過ごしている様子であり、戸外で心理技官と面談している者もあった。棟内にテレビが設置されているが、視聴可能なものは限られており、ポルノ関係は持ち込み禁止などの制限がある。

マンゴニートは、重点的に処遇プログラムを施行する施設であり、5人の心理技官、ソーシャルワーカーからなる刑務所内の専門処遇部門 (Clinical Services) が、再犯防止に重点を置いた処遇に取り組んでいる。

具体的には、全ての受刑者が、最初の4週間で、オリエンテーションと再犯危険性やその他の評価を受ける。性犯罪者処遇プログラム、暴力犯罪者処遇プログラム (以上二つは官が行う)、薬物・アルコール問題処遇プログラム (これは Caraniche という民間の会社が契約して行う。)、認知療法プログラム (全受刑者対象)、RUSH (自分理解) プログラム (感情統制ができなかったり、自傷行動がみられる者を対象。)、Exploring Change Program (全受刑者対象。プログラム参加と自己の犯罪行為に向合うことへの動機付けを高めるもので、2008年11月現在同センターのみで施行されている) を行っている。

暴力犯罪者処遇プログラム (Violence Intervention Program: VIP) について見ると、暴力再発を防ぐために、問題解決スキルを改善することで、自己理解、自己制御力を高める。具体的には、これまでの人生を振り返る、犯罪に至る過程、感情を制御する、被害者理解などのテーマで行うグループセッションが中心であり、10~12人の固定したグループで行う。専門処遇部門の職員 (心理技官等) が進行役として処遇を進めるが、刑務官 (Custodial officer) も同席する (職員の啓発のため)。再犯危険性が中程度の者を対象とした中密度 (Moderate Intensity) のプログラムの場合、82.5時間 (33回) で約5か月行う。高密度 (High Intensity) の場合、287時間 (62回) で約7~9か月行う (詳細は **3-5-3-5表**)。グループ・セッションの他、個別処遇を行うこともある。

マンゴニートに移送されてくるのは、刑期の最後のほうであり、集中的に処遇プログラムを行う (プログラムを受けていない時間は、刑務作業をしたり、教科・職業教育等を受けたりする。)。4週間のオリエンテーション、再犯危険性等の評価の後、処遇を始める。マンゴニートで処遇プログラムを修了した後、別の矯正施設 (大抵は軽警備施設) に再度移送され、仮釈放となるのが通常という。

同センターは、新しい試みであり、2代目センター長に課題を尋ねたところ、受刑者のプログラムに対する動機付けをいかに高めるかということとともに、職員の教育・訓練が重大な課題であるとのことであった。プログラム施行に当たっては、職員の側の、正しい意識と技量が必要不可欠である。一方、自律的に生活する100名もの受刑者の規律維持も困難

3-5-3-5表 プログラム概要
マンゴニート矯正センター 粗暴犯処遇プログラム (VIP)
Marngoneet Correctional Centre Clinical Services
Violence Intervention Program (VIP)

(時間数)

カリキュラム内容		中 密 度 Moderate Intensity	高 密 度 High Intensity
導入	Introduction	5	7.5
成育史	Life Pathways	10	22.5
犯罪に至る経過	Offence Process	17.5	22.5
向社会的考え方	Prosocial Thinking	10	27.5
感情コントロール	Managing Emotions		27.5
怒りと暴力	Anger and Violence	10	27.5
被害者の心情	Victim Awareness	15	25
自己統制	Self Management	12.5	22.5
人間関係	Interpersonal Relationships		20
男らしさと暴力	Masculinity & Violence		25
薬物使用と暴力	Substance Use and Violence		22.5

注 Clinical Services Marngoneet Correctional Centreによる。

な場合があり、開設以来、粗暴犯の処遇区域で、刃物による刺傷事件が2件生じたとのことである。定員を減らすべきであるとの議論もあるものの、コストの問題から実現は困難であり、同棟で生活する受刑者の組合せに細心の注意を払う等、問題発生の予防に留意している。また、矯正局幹部によれば、ヴィクトリア州の矯正施設が全体として過剰収容状態にあることから、同センターに相応しい受刑者（プログラムの受講意欲のある者）以外の受刑者が移送されてくることも多く、それらが全体的なプログラムの効果的施行に悪影響を与えることも、大きな問題とされていた。

(イ) ポートフィリップ刑務所 (Port Phillip Prison)

ポート・フィリップ刑務所は、1997年に開設された重警備刑務所である。定員は764人である(通常95%くらいの収容率)。既決が88%、未決が12%である。18歳から84歳くらいまでの受刑者を収容している。医療設備(内科などから歯科、精神科、放射線科など)も完備しているので、精神的な問題を抱える受刑者も収容している。

民営刑務所(運営を統括しているのは、GSL Custodial Services Pty Ltd)であり、医療、教育、アルコール・薬物カウンセリング、給食、営繕などサービスの種類によって契約先企業等が異なる。民営刑務所としての評価は、民間の調査会社委託、刑務所自身によるものを行っているが、なかなかまだ確たるデータは揃っていない。

舎房は14棟ある。病院や面会棟のほかに、洗濯工場(企業のユニフォームの洗濯等請負)、織物工場など4つの刑務作業の工場がある。

若年者棟(定員35人)と精神的障害を持つ受刑者の棟(定員35人)を視察したところ、どちらの棟も、舎房内は真ん中に吹き抜けの共通スペース(ラウンジ風)があり、それを囲むように房(全て個室)がある。個室内にシャワーやトイレが備え付けられていた。日中、受刑者は舎房内を自由に動ける。詳細は次のとおりである。

(a) 若年者処遇棟(Youth unit 定員35人)

ヴィクトリア州の若年犯罪者処遇としては、17歳までの少年犯罪者は、福祉サービス省(Ministry of Human Services)管轄下の少年司法施設(Youth Justice Facility)に収容される。しかし、少年でも深刻な犯罪を犯したものについては、司法省(Ministry of Justice)の管轄下となり、少年に特化したプログラムの対象とされる。

若年者処遇棟には、18歳から24歳までの受刑者が収容されている。

ポート・フィリップの若年者処遇の目標は、自殺・自傷行為を防止し、向社会的な習慣や問題解決能力を身に付けさせることである。そのために、結果を予測して考えること、適切な行動を取れること、社会に戻るに当たっての長期的な計画を立てさせることが必要である。これらを達成するためのプログラムとして、小さな事業プログラム(受刑者がTシャツのデザイン開発、販売事業を行う。収益は施設に還元)、就職活動プログラム、VCE(Victorian Certification Education ヴィクトリア州の高卒レベル認定の検定)(以上は、若年者処遇プログラム)、犯罪行動プログラム、コミュニケーション技能プログラム、怒りの統制プログラム、などのプログラムがある。

今回の訪問で、若年受刑者にインタビューしたところ、その受刑者は、小さな事業プログラムに参加しており、Tシャツや下着などの開発、販売の仕事に意欲的に取り組んでいる様子であった。出所後もこうした仕事に携わっていきたいと考え、VCAL(Victoria Certification of applied learning)の資格を取ったり、ビジネススキルを学ぶコースに参加しているとのことであった。

さらに、特徴的な制度として、受刑者自身が他の受刑者の相談係となる受刑者相談係(mentor)制度がある。選ばれた受刑者相談係は、若年受刑者のロールモデルとなり、若年受刑者がプログラムに積極的に参加できるよう支援する。相談係は、舎房外にも出入りできるなど特権的な立場になるので、相談係に選ばれる条件としては、日ごろから模範的な行動をとっていること、薬物使用歴がないこと、少なくとも相談係になる前6か月の間問題行動がないことが条件となる。相談係になる者に対する訓練プログラムがある(ロールプレイなどを行う)。相談係は、若年者処遇棟へ新しく来た者に案内・指導を行い、担当している受刑者に週数回の面接を行うなどして支援する。毎週職員(若年者処遇官 Youth Development Officer)に報告書を提出する。そのほか受刑者の安全に関する事、舎房の秩序に関する事で気になることがあれば職員に相談する。

現在相談係は3人おり、20歳、28歳、40歳の受刑者とのことであった。

今回の訪問で、相談係となっている20歳の若年受刑者にインタビューした。この受刑者は、14歳のときに殺人を犯し、少年司法センター（Youth Justice Centre）に収容されていたが、成人になってポート・フィリップ刑務所に移送された。刑務所の職員によれば、この青年は、年齢が若いにもかかわらず落ち着いていて賢く、相談係としてよく役割をこなしているとのことであった。彼の話によれば、相談係は、新しい受刑者が若年者処遇棟に来たら、面接に行き、生活のきまりなどを教え、一緒にレクリエーションをしたり、話を聞いたりすることでリラックスさせるとのことであった。相談係用の調査用紙があり、それに従って、新入受刑者の個人的なプロフィール（出身地、既決か未決か、薬物使用歴）と人間関係で困っていることや受けたいプログラムなどを聴取する。面接時間の長さは人によって異なる。

相談係をしていて難しいことは、英語が話せない相手への対応とのことであった。

(b) 精神的障害を持つ受刑者棟（Disability Unit 定員35人）

19歳から60歳までの受刑者が収容されている。ここでは、「共同処遇プログラム（Joint Treatment Program）」を行っている。

州矯正局は、2007年から2009年までの3年間計画として、障害をもつ受刑者・犯罪者を対象とした「ヴィクトリア矯正局障害者対応構想（Corrections Victoria Disability Framework）」を策定した。その一環として、認知的障害（頭部傷害による障害や知的障害）を有する男性受刑者を対象とした同プログラムを、刑務所運営会社であるGSL等と共同で開発し、全州法医療サービス（福祉サービス省）との連携により、同刑務所において施行している。認知的障害を有する受刑者の社会復帰のためには、より複合的なニーズに対する、より長期にわたる介入が必要との認識から、このプログラムが創設された。

同プログラムは、認知面で問題のある受刑者に対して、犯罪行動や社会的技能の問題を解決するべく、治療的手法や仲間文化（peer culture）の手法を用いて処遇するものである。

以下の要素を組み合わせたものである。

- ・犯罪行動対応プログラム（認知療法及び性犯罪処遇、暴力犯罪処遇、薬物・アルコール問題処遇）
- ・生活技能等の充実支援プログラム（Skills deficits program）
- ・レクリエーション
- ・教育
- ・刑務作業
- ・絵画療法（Art therapy）

処遇期間は12か月。外部のケースワーカーも指導する。話し合いによる問題解決の訓練として解決のステップという方法を用い、段階を追って感情統制ができるようにするなど工夫している。

(6) 中間処遇

(ア) 州の施策の全体像

社会防衛及び受刑者の再犯防止のために、一貫した方針の下、釈放前後の継続的支援が重要であるとの観点から、民間団体とも連携して、様々な釈放前・釈放後支援策が整備されている。

各種支援策の概要及び位置付けは、3-5-3-6表及び3-5-3-7図のとおりである。

(イ) ジュディ・ラザラス中間処遇センター (Judy Lazarus Transition Centre)

同センターは、政府の再犯防止対策の一環として、受刑者の円滑な社会復帰を支援するため、2007年4月に開設されたヴィクトリア州最初の中間処遇センターである(刑務所ではない。ニュー・サウス・ウェールズ州などでは1996年から開設されている)。刑期終了間近の受刑者に対して、社会に戻るための訓練、指導を行う。犯罪者やその家族の支援に功績のあったジュディ・ラザラスにちなんで名づけられている。道を隔ててすぐ隣は受刑者分類センターであるメルボルン分類刑務所(Melbourne Assessment Prison)であり、西メルボルンの市街地にある。公共交通機関や教育・訓練プログラム、支援機関などとのアクセスし易さを考慮して、当該所在地が選定された。ヴィクトリア州矯正局の直轄であり、職員数は8人である。

同センターの企画・建設に当たっては、司法省が、受刑者の更生に最大限資する環境整備のため、近隣地域住民等関係者と積極的に接触を重ねた。

以下の事項に該当しない、再犯危険性が低いと評価された男性受刑者で刑期終了が近い者を選定し、収容する。

- ・近隣地域や他の収容者、職員に危険を生じさせるおそれのある者
- ・性犯罪歴を有する者
- ・深刻な犯罪歴又は施設内懲罰歴がある者
- ・自傷のおそれが高いと解されている者

出所までの期間が12か月以上ある者が対象で、平均6～8か月滞在する。ここでの処遇は、住居、就職、家族関係への適応、生活技能の向上に主眼を置く。処遇は3段階に分かれており、最初の段階では、職員が同行して電車の乗り方などの生活技能を教えるが、その後は自律的に行動して、社会復帰への準備をする。

収容定員は男子25人で(訪問時は24人在籍)、定員5人の5つのコテージ風の寮があって、その中には個室の部屋とキッチン、シャワールームなどがあり、共同利用のジムなどがある。パソコンも備え付けられているが、インターネットには接続できないようになっている。各コテージ単位で家事全般を行ったり、外に買出しに行くなど自律的な生活を行う。

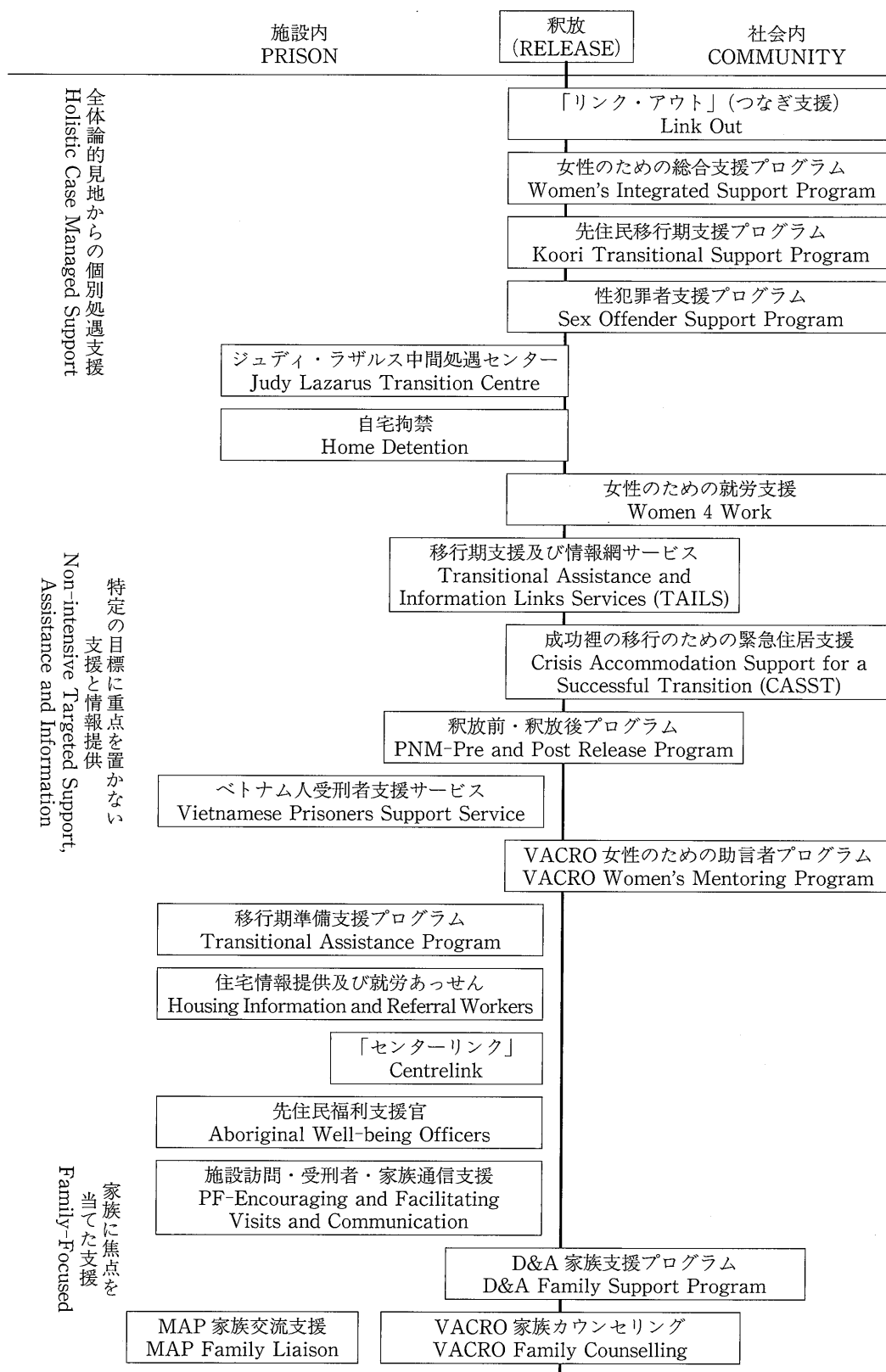
受刑者は、午前7時から外部での仕事等の活動を始め、午後7時にはセンターに戻らなければならない。遅れる場合は電話で連絡する(ただし、受刑者は、携帯電話は所持しな

3-5-3-6表 ビクトリア州の施設内処遇から社会内処遇への移行期の処遇

区分	名称	概要	対象	実施主体
居住支援	Crisis Accommodation Support for a Successful Transition (CASST)	刑務所出所後、危機的状況に陥り、再犯のおそれがある者に対する短期間支援	未決拘禁者と刑期3月未満の受刑者	Australian Community Support Program (ACSO)
外国人犯罪者支援	Vietnamese Prisoners Visiting and Support Services	刑務所内・出所後の様々なニーズや問題に応じたサポートを行う。個人単位・集団単位両方の活動（スポーツイベントや文化的行事）	ヴェトナム人の受刑者	Australian Vietnamese Women's Welfare Association (AVWWA)
若年男子犯罪者プログラム あつ旋	Transitional Assistance, Informational Links Service (TAILS)	施設内から社会内処遇移行時の様々なサポートを行う。地域社会で参加できるプログラムへのあつ旋や情報の提供、支援を短期間実践的に行う。12週間実施。	ビクトリア州の矯正施設にいる18歳から25歳までの男子未決拘禁者と受刑者。出所者支援は、メルボルンのLGA地区内・北部に住む若年者優先	Jesuit Social Services-The Brosnan Centre
受刑者家族支援	Encouraging and Facilitating Visits and Communication	① 休日・祝日に刑務所に面会に行く家族・友人のためのNorth Geelong 駅、Barwon 刑務所、Marngoneet 刑務所間のシャトルバスの運行。 ② Barwon 刑務所 John Cossahall 面会センターにおける入所者の家族や友人に対する支援活動（週末実施）	受刑者の家族・友人	Prison Fellowship
受刑者、受刑者家族支援	Pre and Post Release Program	① 専門の指導者によるスポーツ・レクリエーションプログラムの実施（週3回） ② DPFC (Dame Phillis Frost Centre 女子刑務所) 又は Tarrengower 所属のボランティアによる手工芸・料理プログラムの実施 ③ DPFC 又は Tarrengower による子どもや家族の（面会時）交通支援 ④ 出所時の交通支援や危機的状況時・通常時の電話相談支援、物質的援助、各種の紹介・支援などの釈放後支援	受刑者（出所者）、受刑者の家族	Prison Network Ministries
受刑者、受刑者家族支援	Material Aid Program	受刑者とその家族に、出廷時の衣服の給与や釈放後の各種の物質的な支援を実施。	受刑者（出所者）、受刑者の家族	Salvation Army
受刑者、受刑者家族支援	MAP (Melbourne Assessment Family Liaison)	刑務所への適応についての精神的な問題を抱えている受刑者やその家族に対して、実質的・精神的な支援を実施	Melbourne Assessment 刑務所の受刑者と受刑者の家族	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)
受刑者家族支援	Mulwilla House	受刑者の家族が面会訪問時に利用できる宿泊施設（2部屋有。街の中心部に近い。）を提供している。 Mulwilla House (in Beechworth)	Beechworth 刑務所に入所している受刑者の家族	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)
受刑者家族支援	Counselling and Support for ex-prisoners, offenders and their families	性犯罪などの重大犯罪で有罪となった犯罪者の家族に対するカウンセリング等の支援。重大犯罪以外の犯罪を犯した者の家族に対する短期間のカウンセリングや危機介入の実施。出所者に短期間のカウンセリング等支援を実施。	受刑者の家族・友人、出所者	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)
経済	Prisoner Property and Banking Services	① 対象者ごとの保管箱（1人1箱まで）に個人的な重要書類・私物（パスポート、法的文書、出生証明書、写真など）を保管するサービスを行う。 ② バンキングサービス 公共料金や家賃などの未処理の債務の支払い支援、受刑者の代わりに経済的な取引を行うこと、銀行口座の開通・閉鎖、キャッシュカードの作成・廃止、経済的な問題や保管に関する疑問や懸念に答えること	受刑者	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)

注 Correction Victoria の資料による。

3-5-3-7 図 ヴィクトリア矯正局による中間（施設内処遇から社会内処遇への移行期）処遇（Correction Victoria's Transitional Services 2008）



注 1 Correction Victoria の資料による。
 注 2 “VACRO” は、“Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders” の略称である。“MAP” は、“Melbourne Assessment Prison” の略称である。

い。)。各棟の施設は午後10時である。買出し、家族訪問、医療機関での受診、教育・訓練、カウンセリングを受ける、就業準備活動、地域活動など、一定の目的のための外出が認められているが、いつどのような目的で外出するかは、職員と策定した計画に従い、受刑者は外出時に受付・事務室で申告し、どの受刑者が何の目的で外出しているか、センター内にいるかを職員が完全に把握するシステムとなっている。家族に会いに行く頻度は滞在期間によって違うが、遠方の地域であっても可能であり、受刑中に家族関係の変化があった場合など特に出所前に調整できて有効である。

電子監視は使っていない。これまでに外出先から帰ってこなかったというのは1例だけである。中間処遇センターから刑務所に戻されたケースは、薬物使用が6件、規則違反が3件などであった。

受刑者は、毎月その月の活動を報告し、職員と話し合い、翌月の行動計画を立てる。指導に当たっては、個々人の仕事の能力や経験をよく見て行う。薬物やアルコールの検査も随時行う。

各人の処遇計画は、一定の書式で管理され、内容が検討されている。

在籍した大半の受刑者は、同センターから仮釈放となり、保護観察を受けることとなる。

刑期の終了前から、矯正局職員の監督の許で社会内に近い生活を行い、家族との関係再構築や就職活動も可能となる。社会復帰支援策として、参考になると思われる。

(7) 近隣司法センター (Neighbourhood Justice Centre)

近隣司法センターは、ヴィクトリア司法省の3か年パイロットプロジェクトであり、オーストラリアで初の試みである。

2006年裁判所(近隣司法センター)法(Courts Legislation (Neighbourhood Justice Centre) Act 2006)により、1989年治安判事裁判所法(Magistrates' Court Act 1989)、1989年児童及び青年法(Children and Young Persons Act 1989)、及び2005年児童・青年及び家族法(Children, Youth and Families Act 2005)を改正し、下記の事項を導入することにより、地域司法センター設立が可能とされた。

- ・治安判事裁判所及び少年裁判所に近隣司法部(Neighbourhood Justice Division)を設ける。
- ・治安判事裁判所、少年裁判所、民事・行政裁判所(VCAT)の管轄を統合する。
- ・地域司法センターに複合管轄裁判所(multi jurisdictional court)を設立する。
- ・地域内での司法へのアクセス、特に社会的弱者からのアクセスを向上させる。

米国ニューヨーク市のレッド・フック地域司法センター(Red Hook Community Justice Center)を参考にしたもので、“One stop shop for legal and counseling services(地域住民に対する司法及び相談についてのワン・ストップ・サービスの提供)”の実現を趣旨とするものである。

その第一号として、2007年3月に、メルボルン郊外のコリンウッド(Collingwood)地区

に近隣司法センターが開業し、ヤラ市 (City of Yarra) を対象として機能することとなった。設置地域の選択に当たっては、犯罪率の高さ、地域としての不利益な立場にいる程度 (disadvantage ranking)、人口密度、共同体意識等が考慮された。

地域司法センターには、治安判事裁判所 (常駐の治安判事は1人)、被害者・証人・被告人・地域住民に対する支援サービス、調停 (mediation)、ヤラ市の犯罪予防活動、地域のミーティング活動を行う場所がある。16人の司法省職員とともに、約15の地域団体等 (弁護士、司法書士、薬物カウンセラー、ソーシャルワーカー、先住民司法ワーカー、就労支援機関等) からの契約職員がこのセンターの業務に従事している。

実際に行われている活動としては、

- ・近隣問題や職場の問題についての、調停 (2人の調停者の下で当事者同士が話し合い、解決方法を探る) を含めた ADR
- ・若年者の修復的司法グループカンファレンス (若年犯罪者、被害者、その家族、司法関係者、警察関係者などがファシリテーターの進行の下で事件とその被害、責任について話し合う)
- ・薬物・アルコール問題などの相談
- ・DV 被害者支援
- ・児童虐待防止プログラム
- ・若年者犯罪予防プログラムにつなげる活動
- ・一般的法律関係情報提供
- ・精神保健関係支援及びカウンセリング
- ・住居や就職に関する助言
- ・経済問題についての相談
- ・被害者支援と補償に関する助言

など地域の司法に関わる問題について幅広く取り扱っている。

センターは、ヤラ市の街中にあり、建物のほとんどが様々な広さのミーティングルームで成り立っている。中には、子どもを連れて調停・相談に訪れる人のために、子供用の遊び場を備えている部屋もある。この建物の中に治安判事裁判所が設けられており、裁判所であるが、受付や法廷などは、ガラス張りや開放構造にするなど、開放的で親しみやすい雰囲気になるようにしている。

警察の管轄下で、若年者の犯罪予防プログラムとして “Start Over” というプログラムを行っている (実施団体は、ブロスナンセンターというイエズス会の社会活動団体)。不登校、薬物や暴力などの非行、家族問題があるなどの10歳から18歳までの少年で、自発的にこのプログラムに参加する意志がある者を対象としている (端緒は、警察による「警告 (Caution)」を受け参加を勧められたこと等)。ケースワーカーが、週1回程度面接をしたり、家族問題への支援をしたり、レクリエーション活動への参加を促したりする。本格的

な犯罪者にならないよう、犯罪予防活動の一環としての早期介入策として行っている。さらに、これを地域司法センターにおいて行うメリットとして、Start Overに参加することになった少年の母親等が保護観察下にある場合、どちらの担当者も地域司法センターに常駐しているので、協力して家族全体に対する支援活動をしたり、情報交換をしたりできることである。

また、治安判事裁判所に関わる活動として、問題解決ミーティングという活動を行っている。被告人やその関係者は、裁判にあたって不安を抱えていたり、更生のためどうしたらよいか考えたりする。そこで、事件が裁判所に係属した後、判決が下されるまでの間、被告人を中心として保護観察官や薬物・アルコール問題、精神的な問題の相談サービスの職員などが支援の方法を話し合う問題解決ミーティングを行っている。

さらに、地域との連携を重視しており、夕方以降に、地域住民等に参加を呼びかけた勉強会なども開催し、そこに治安判事も出席するなどしている。今回の視察中も、夕方以降、オーストラリア先住民社会の規範とオーストラリアの法制度について話し合うという企画の勉強会が開催され、ヴィクトリア州先住民司法顧問委員会（Victorian Aboriginal Justice Advisory Committee）などに所属する先住民系の長老たちも参加していた。

地域司法センターの初年度（2007年3月から2008年3月まで）の活動実績は、以下のとおりである。

- ・ 刑事裁判案件 768件
- ・ 民事訴訟案件 1,116件
- ・ 調停 59件
- ・ 問題解決ミーティング 28件
- ・ 経済問題相談 562件
- ・ 各現場における地域社会との接触 1,469件
- ・ 裁判に関する問合せ 1,009件
- ・ 法的支援に関する問合せ 1,013件
- ・ 社会内処遇に関する問合せ 1,524件
- ・ 問合せ総数 10,929件

同センターは、2007年度からの3年間の試行プロジェクトであり、試行期間経過後に、効果評価を行い、今後の業務の方向性や別地域に新たな地域司法センターを設立するかどうかなどを検討することとなっている。

4 まとめ

ニュー・サウル・ウェールズ州，ヴィクトリア州共に，再犯抑止を，近年の州政府重点事項として明確にし，継続的処遇を重視した上で，比較的新しい試みとして様々な処遇プログラムや施設内及び社会内での処遇をつなぐ処遇・支援を行っている。

複数の関係機関・矯正部門で共有する個々の対象者の情報を集積した電子データベースを整備しており，ニュー・サウス・ウェールズ州では，個別処遇計画を共有の上，随時担当機関が検討を加え，継続的で一貫した処遇を行う基盤としている。

処遇プログラムについては，カナダ，英国，米国などの実証的研究結果に基づき，枠組を設定している。プログラムの内容はグループワーク中心であり，日本で行われている認知行動療法を中心とした各種問題（性犯罪等）に関するプログラムとの共通性も見られる。しかし，これらの州では，効果的な実施のため，プログラム自体の内容のみならず，事前の適正な再犯危険性等の評価による対象者の選別，実施環境の整備，事前の動機付け，心理技官等専門官による処遇プログラムの進行，処遇効果を維持するためのメンテナンス等，犯罪者処遇プログラムへの忠実性（integrity）の問題を重視し，処遇過程と処遇環境の整備を図っている。

受刑者については，刑期の中で処遇プログラムにほぼ集中させる時期を設け，その場合は，マンゴニートやロングベイなど，詳細に計画された治療的環境（区域）を有する施設に移送するなどして，集中的に，専門官による処遇を行っている。刑務所の職員として，特にプログラムを指導する部署には，心理の専門家をはじめ，ソーシャルワーカーなど様々な専門官を配置している。刑務官がプログラム指導場面に関与するかどうかは，施設の方針等で異なっているが，様々な機関の職員，専門官と処遇をしていくことによって，刑務所職員の技能の向上や出所受刑者が抱える問題への刑務所職員の現実的な理解も深まると思われる。

施設内処遇から社会内処遇につなげる機関としては，ジュディ・ラザラス中間処遇センターやディルウィニア女子刑務所内の開放寮のように，釈放前にほぼ社会に近い形で生活させて生活技能や就職のための準備を行う施設もあれば，ニュンヤラ地域犯罪者支援プログラムセンターのように釈放後の受刑者への支援を行っている施設もある。また，NGOである地域更生センターと矯正局が密に連携して，再犯危険性が高いと思われる対象者に対し，再犯危険性が高い時期に集中的に緻密な支援を行うなどもしている。釈放後支援の内容は，居住，就職，生活技能（金銭感覚等含め）の支援であり，対象者の必要性に対応して共通するものがあつたが，官民様々な形態の支援があることが印象深い。

地域司法センター等，新たな試みについても，一定期間の運用後に効果評価がなされることとなっており，地域に根ざした刑事司法の考え方の進展について，今後の評価結果を期待したい。